

第2期 藤枝型発達支援システム行動計画



illustrated by waC*

令和3年3月



途切れのない発達支援のために

市長写真

令和3年3月

藤枝市長 北村 正平

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 これまでの計画の検証と成果	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の策定体制	4
5 計画の期間	5
第2章 藤枝型発達支援システム	6
1 支援の対象	6
2 藤枝型発達支援システムとは	7
第3章 基本理念と基本目標	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 施策体系	9
第4章 施策の内容	10
1 早期発見・早期支援 ● 気づく ●	10
2 発達障害の理解啓発 ● 知る ●	12
3 本人・家族への支援 ● 支える ●	14
4 関係機関の連携強化 ● つなげる ●	26
第5章 重点施策	31
第6章 計画の推進体制	32
1 国や県、近隣市との連携	32
2 関係機関や関係団体、市民との連携	33
3 計画の進行管理	33
4 計画期間内の達成目標	34
第7章 資料編	35
1 発達障害とは	35
2 藤枝市の発達支援の状況	36
3 アンケート調査結果	42
4 計画策定の経過	47
5 用語の解説	48

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

平成 17（2005）年4月、「発達障害者支援法」が施行されました。長年にわたり障害者福祉制度の谷間に置かれ、その気付きや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と定義して、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定められました。

平成 28（2016）年に、発達障害者支援法が改正され、「発達障害のある人の支援に関する基本理念の新設」、「教育・就労・生活支援の充実や教育・福祉の連携強化」「発達障害者支援地域協議会の設置等支援体制の強化」などが盛り込まれました。

また、平成 30（2018）年、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障害のある人が望む地域生活が営むことができるよう、生活や就労に対する支援の充実や障害のある児童の多様化するニーズへの支援が拡充されました。

本市では、平成 26（2014）年3月に市の発達支援の方向性を示した「藤枝型発達支援システムの基本指針」に基づき、平成 28（2016）年3月に「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」を策定し、発達支援施策を推進してきました。

今後も、発達支援施策を総合的、計画的に推進し、発達に課題がある児童とその家族が安心して暮らせるまちを目指して、「第2期藤枝型発達支援システム行動計画」を策定します。

SDGs（持続可能な開発目標）

平成 27 年（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、世界全体の経済・社会・環境を調和させる統合的取組として作成され、その中に SDGs（持続可能な開発目標）として 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げされました。

藤枝版 Society5.0 for SDGs

“スマート・コンパクトシティ”で実現する地方創生、ローカルSDGs

「ICT」の効果的な活用により、本市の重点戦略である「4K施策（健康・教育・環境・危機管理）」、「コンパクト+ネットワーク」をさらに深化させ掛け合わせた“スマート・コンパクトシティ”を形成し、産業、暮らし、働き方に“変革”を起こす独自のSociety5.0を推進することによりローカルSDGsを実現するものです。



2 これまでの計画の検証と成果

平成28年度に策定した「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」では、発達に課題がある児童とその家族を対象とする発達支援施策を、総合的・計画的に推進してきました。

■ 成果指標の進捗状況 ■

評価：◎達成 ○概ね達成（80%以上） △未達成（80%未満・見直し）

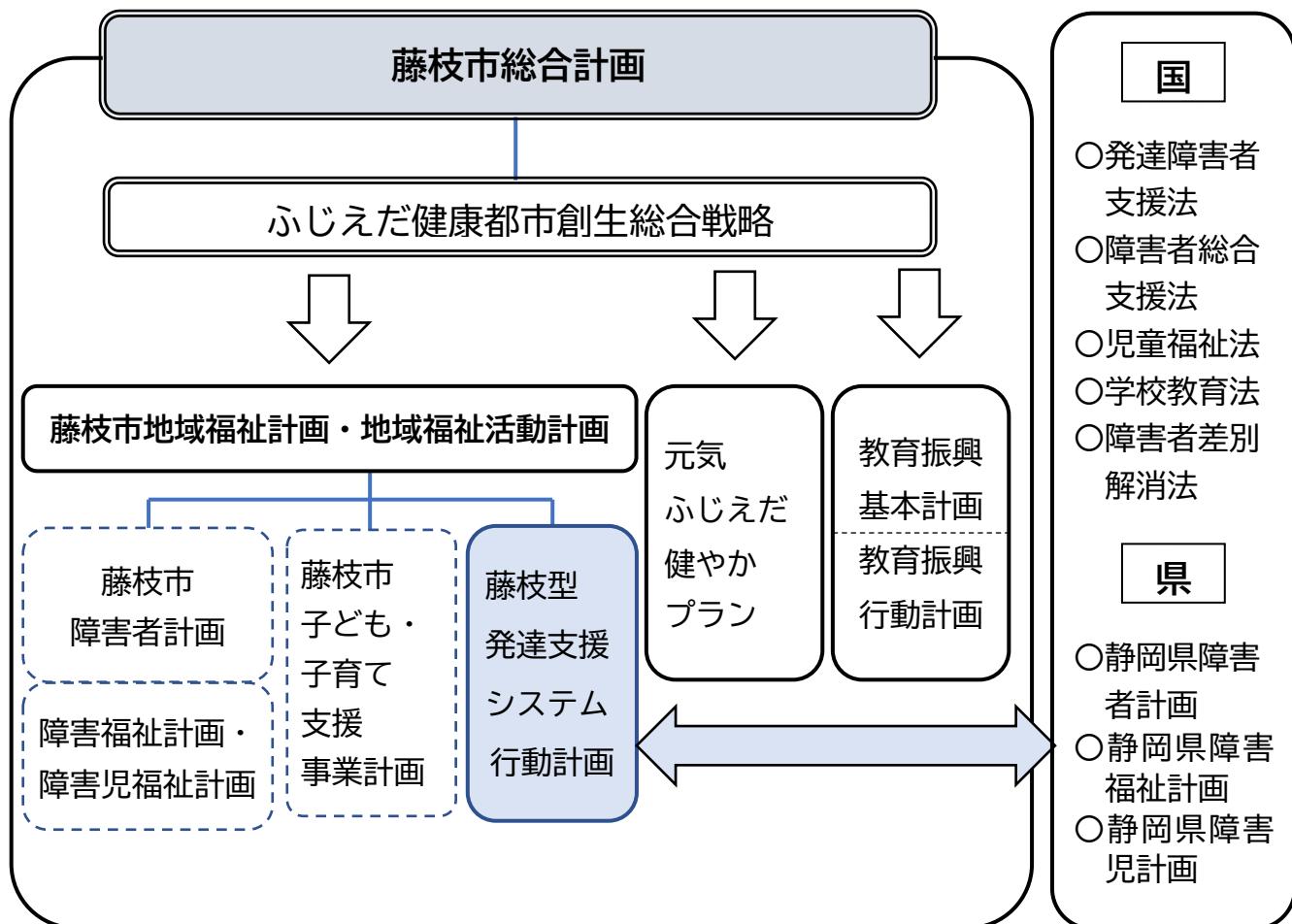
基本目標	具体的な施策	評価	目標の達成状況と未達成項目の検討等
気づく	巡回相談（幼保園等）の充実	◎	目標は概ね達成している。 ・乳幼児健診未受診者については、訪問等により全数状況把握に努めている。
	巡回相談（学校）の実施	◎	
	乳幼児健診の充実	○	・小中学校の巡回相談は、ニーズが高いため、相談員の人数、回数の増加などの対応が望まれる。
	乳幼児健診事後相談の充実	◎	
知る	市民セミナーの充実	◎	目標は達成している。
	共生社会普及啓発事業の実施	◎	・事業への参加は、家族・支援者等の関係者が多く、一般市民への普及啓発活動を拡充する必要がある。
	思春期における精神保健福祉講座の普及	◎	
支える	ペアレント・トレーニングの充実	◎	目標は概ね達成している。
	親塾の充実	◎	・家族・保護者を対象とした講座では、内容の充実を図り、参加者の満足度を高めていく。
	親子・並行通園（委託）の実施	○	
	年少ことばの教室の実施	△	・年少ことばの教室は、福祉サービス、並行通園、園内支援体制の構築が進められたことにより、ニーズが変化しているため、対象児や年齢等を調整していく。
	そらいろサポートの充実	○	
	発達支援実践セミナーの充実	◎	・人材育成バンクは、講師となる人材をリスト化し、各施策で活用していく。
	障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給	◎	
	人材育成バンクの設置	○	・アイデアポストは、ホームページを見直し、市民の意見徴収を進める。
	アイデアポストの設置	○	
	障害児短期入所事業の充実	△	・障害児短期入所事業について、重症心身障害児の短期入所への需要は高く、引き続き、受け入れ先の拡大に努めていく。
	障害児福祉手当の給付	◎	
	自立支援医療（育成医療）費の給付	◎	
	保護者会への支援	◎	

評価：◎達成 ○概ね達成（80%以上） △未達成（80%未満・見直し）

基本目標	具体的施策	評価	目標の達成状況と未達成項目の検討等
支える	放課後等デイサービス事業の質の向上	◎	目標は、概ね達成している。
	幼児ことばの教室の実施	◎	・中学生のための通級指導教室は、全中学校に配置され、利用児童に良い効果が表れている。
	通級指導教室（言語・発達）の実施	◎	
	中学生のための通級指導教室（する～ぱす）の実施	◎	・保護者アンケートでは、藤枝市実施で利用したことのある事業・役立ったことのある事業ともに1位は「親子通園・並行通園」であり、継続実施が求められている。
	ニート・引きこもりの就労支援の充実	◎	
	親子遊びの教室の実施	◎	
	療育教育の実施	◎	
	障害者総合支援法等に基づく必要なサービスの給付	◎	
	特別支援教育の充実	○	
	駿遠学園管理組合による福祉型児童入所施設の運営	◎	
つなげる	子ども発達支援センターの設置	◎	目標は概ね達成している。
	「(仮称) 藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議」の設置	△	・平成28年4月1日より「子ども発達支援センター」を設置し、本計画の施策を推進している。市民アンケートでは、子ども発達支援センターを設置し、発達に関する支援を行っているとの認知度について、「知っている・聞いたことがある」が33%「知らない」が67%で子ども発達支援センターの周知を図っていく必要がある。
	藤枝市要保護児童対策地域協議会（発達支援部会）の開催	○	
	障害児支援利用計画の作成促進	◎	
	就学支援委員会との連携	◎	
	専門家チーム会議との連携	◎	・支援情報を集約した中核的役割機能に対応できるシステムについて検討する必要がある。
	相談支援体制の充実	◎	
	藤枝市地域自立支援協議会との連携	◎	・藤枝市中学校・高等学校等の移行支援については、県の動向を確認とともに、福祉と教育の関係課が連携し、関係機関と協働していく。
	関係機関と連携した就労支援の充実	◎	
	志太地域校務支援事務共同化事業	◎	・令和元年11月より藤枝版サポートファイル「そらいろ」の配布を開始した。引き続き、保護者に丁寧な説明をし、効果的な活用を進める。
	関係機関と連携した療育の実施	◎	
	サポート・ブックの普及啓発	△	

3 計画の位置付け

本計画は、第6次藤枝市総合計画を最上位計画として、また、本市の福祉分野の総合計画となる「第4次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を踏まえ、関連する計画との整合性を図り、本市が発達支援に取り組む計画として策定するものです。

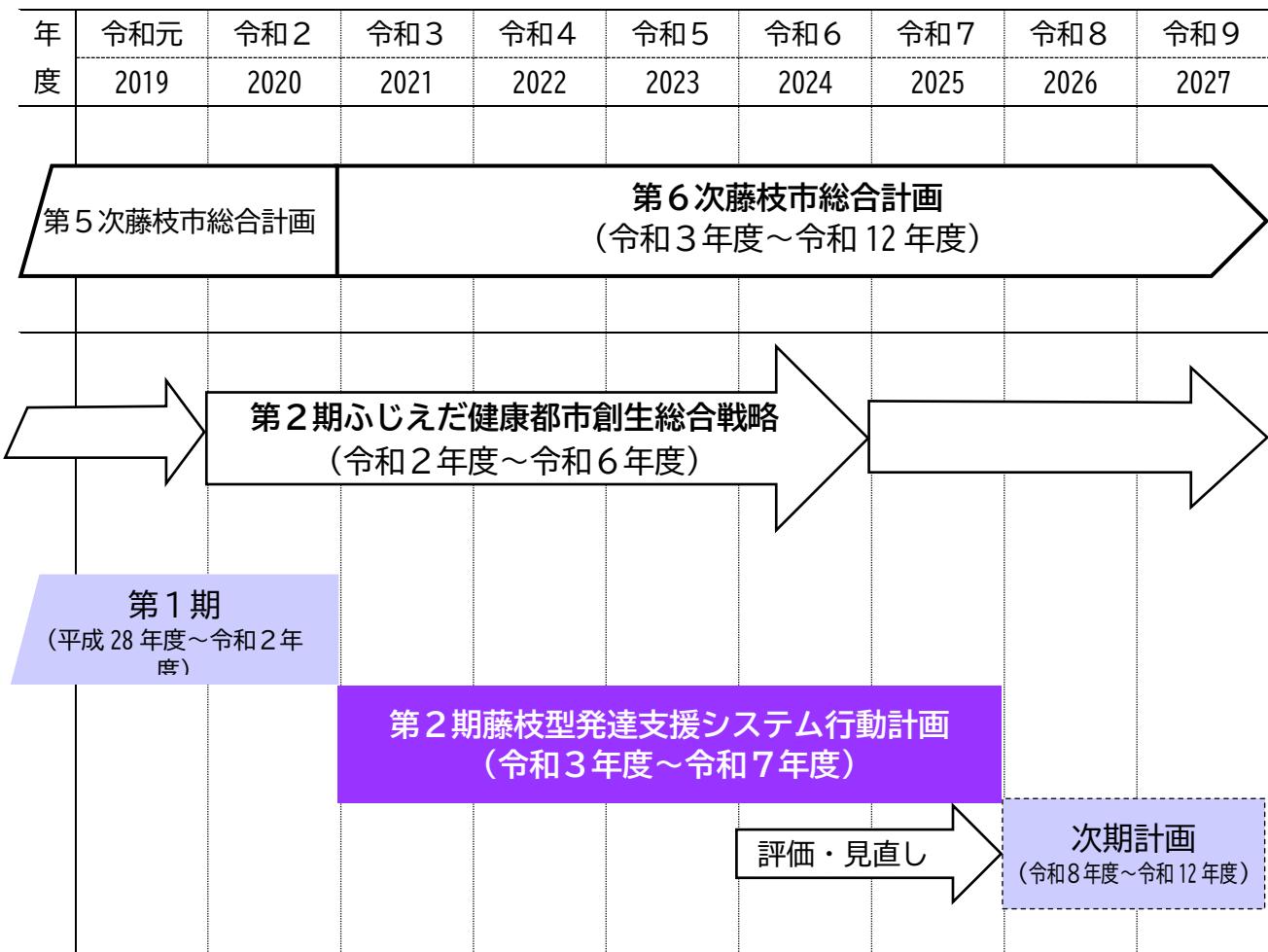


4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、「市民アンケート」や「保護者アンケート」をはじめ、特別支援学校を卒業した子どもの保護者（ありのmama隊）、放課後等デイサービス事業所職員、市内小中学校スクールソーシャルワーカーとのワークショップから得た意見をもとに策定作業を進める中で、要保護児童対策地域協議会（代表者会議、発達支援部会）やパブリックコメントの意見を踏まえて策定しました。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度までの5年間とします。

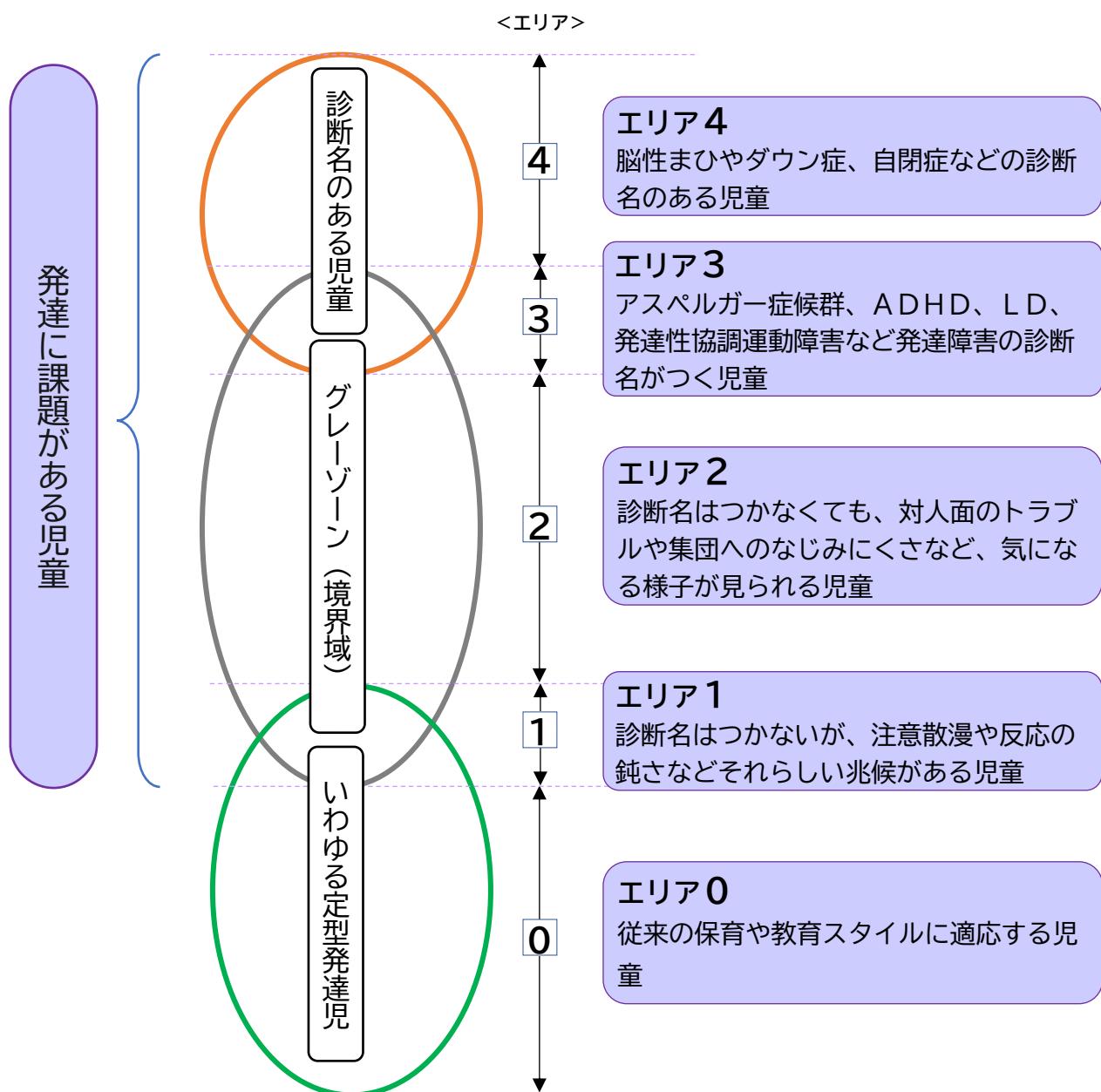


第2章 藤枝型発達支援システム

1 支援の対象

0歳から18歳未満の発達に課題がある児童とその家族等を対象とします。

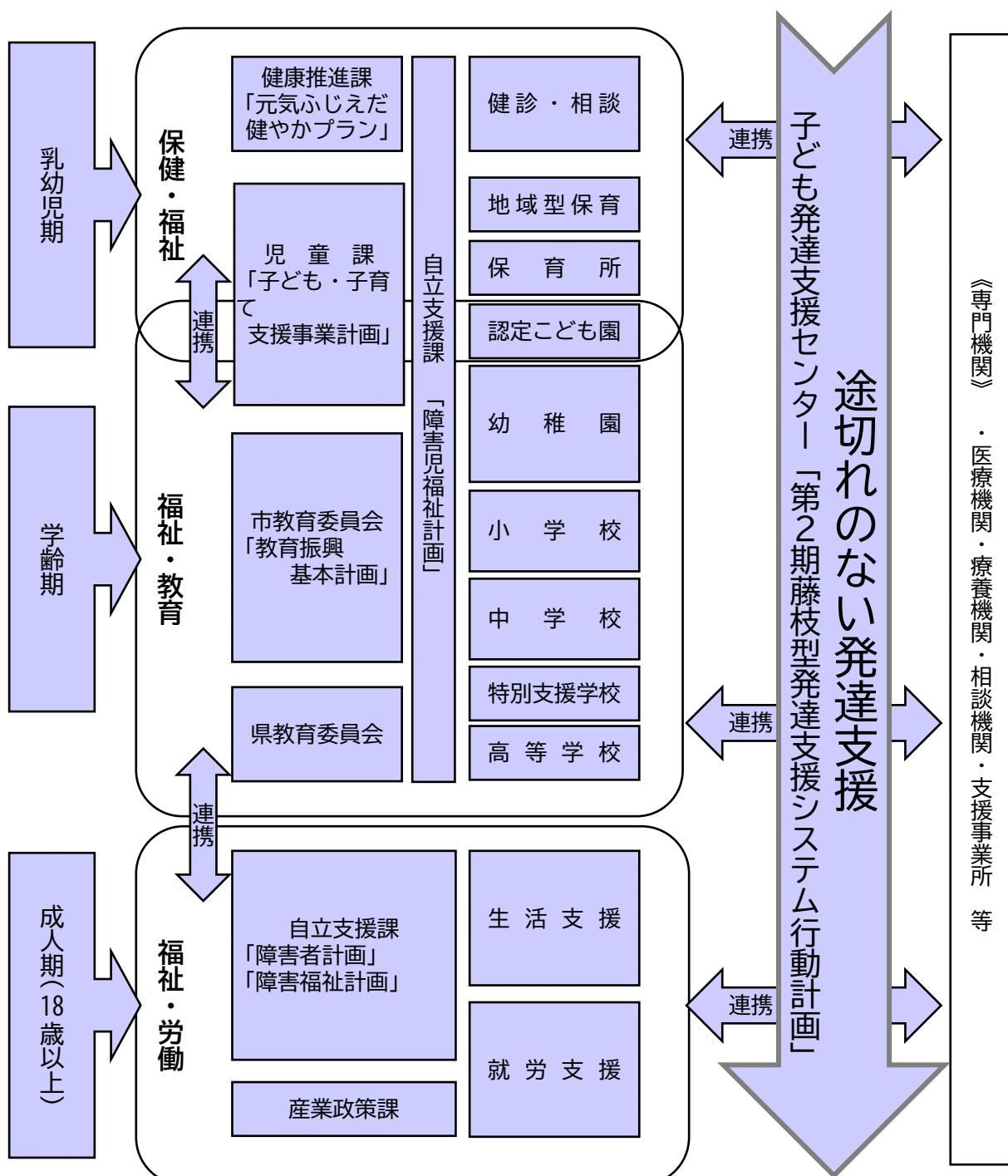
藤枝市における「発達に課題がある児童」とは、診断の有無にかかわらず、保健、医療、教育、福祉等の幅広い領域で、早期からの支援を必要とする児童としています。



※木村順作業療法士監修本参考

2 藤枝型発達支援システムとは

藤枝型発達支援システムとは、発達に課題がある児童が乳幼児期から就労期までの保健・福祉・教育の公的機関、及び医療や就労などの専門機関の協力を仰ぐ「横の連携」による支援の提供と年齢に応じた個別の支援情報を継続的に次のライフステージにつなげていく「縦の連携」からなるものです。



第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

途切れのない発達支援を目指して

発達に課題がある児童のライフステージに応じて、一貫した支援を行うことが重要であることから、平成28年3月より「途切れのない発達支援を目指して」を基本理念とし、「藤枝型発達支援システム」の構築に着手しました。

第2期行動計画においては、「途切れのない発達支援」の更なる深化を図り、発達に課題がある児童の将来的な自立に向けた各種の施策を推進します。

2 基本目標 「気づく」「知る」「支える」「つなげる」

基本理念を踏まえ4つの基本目標を設定し、各種の施策を推進します。



3 施策体系

<基本理念> 途切れのない発達支援を目指して

基本目標	施 策
1 気 づ < (早期発見・早期支援)	(1) 発達段階に応じた相談支援の充実 ・乳幼児健康診査 ・巡回相談等
2 知 る (発達障害の理解啓発)	(1) 発達障害の理解促進、普及啓発 ・発達障害の理解について学ぶ市民セミナー ・ともフェス ・福祉教育、出前講座等
3 支 え る (本人・家族への支援)	(1) 円滑な日常生活や社会生活のための本人支援の充実 ・療育教室 ・特別支援教育等 (2) 子どもの育ちや暮らしの安定と家族支援の充実 ・ペアレント・トレーニング ・親塾等 (3) 地域社会への参加・包容の推進と地域支援の質の向上 ・発達支援実践セミナー ・発達障害児者療育支援研修会等
4 つなげる (関係機関の連携強化)	(1) ライフステージに応じた一貫した支援 ・藤枝版サポートファイル「そらいろ」の普及啓発 (2) 家庭・福祉・教育・医療等の関係機関の連携強化 ・静岡県中西部発達障害者支援センター等との連携 ・関係部署の連携強化等

第4章 施策の内容

1 早期発見・早期支援

○ 気づく ○

(1) 発達段階に応じた相談支援の充実

現状と課題

.....

- 保健センターでは乳幼児健康診査を実施し、児童の発達の課題に応じた早期支援につなげています。また、未受診児童については全数状況把握をしています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校で巡回相談を実施し、保護者と発達段階を確認し、児童の発達に合わせた支援につなげています。
- 保護者アンケートで、子どもの発達課題に気づいた時期は、0～3歳頃が高く、次に5歳頃でした。また、支援を最初に受け始めた時期は、2歳頃と3歳頃が最も高く、次に1歳頃、4歳頃、5歳頃でした。
- 乳幼児期から育てづらさや発達を心配する保護者の精神負担は大きく、子どもへの支援と同時に保護者への支援は重要となります。
- 気づきの段階から、保護者の思いを尊重し、悩みや不安に寄り添いながら、適切な支援につなげられるよう、保護者や家族が気軽に相談できる場所を提供する必要があります。
- 乳幼児健診、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員からの指摘によって、子どもの発達課題に気づくことも多く、子どもの発達に関する専門知識や相談・支援スキルを一層高めていく必要があります。

方 向 性

.....

- 乳幼児期の発達課題に気づいた段階から、保健センターでの乳幼児健診や幼稚園・保育所・認定こども園での巡回相談、小中学校での巡回相談など身近な場所で相談できる機会を提供します。
- 支援機関は、適切な支援につなげるため、子どもの発達に関する専門知識や相談・支援スキルを常に高めるよう努めます。

具体的な施策

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
乳幼児健康診査	健康推進課 乳幼児健診において、疾病や発達の課題を早期に発見し、早期支援につなげる。また、健康診査未受診児童について全数把握に努める。	健診受診率 97.9%	健診受診率 100%
1歳6か月児健康診査の事後相談	健康推進課 1歳6か月児健康診査において、発達の課題がある児童と親に対し、事後相談を行い、児童の発達に合わせた支援につなげる。	24回／年	24回／年
3歳児健康診査の事後相談	健康推進課 3歳児健康診査において、発達の課題がある児童の就園先に訪問し、園での集団生活を把握した上で、保護者に対し相談を実施し、児童の発達に合わせた支援につなげる。	4回／年	4回／年
巡回相談（就学前）	子ども発達支援センター 幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、園生活に困難を有している児童を早期に発見し、適切な支援へつなげる。また、保護者や保育者に対し、助言を行う。	申込みに対して実施 訪問回数 281回／年	申込みに対する確実な実施
巡回相談（小中学校）	教育政策課 専門的知識・経験を有する巡回相談員が、児童生徒、保護者や教員に対し、指導・助言等を行うことで、校内の支援体制の充実を図る。また、巡回相談員が各小中学校の校内就学支援委員会に参加することで、質的向上を図り、適正就学につなげる。	全小中学校 27校各学期に 1回以上実施	全小中学校 27校各学期に 1回以上実施
心理・発達検査	子ども発達支援センター 健康推進課 子どもの発達課題を家族や支援者が理解し、支援するために心理・発達検査を実施する。	必要に応じて実施 439件／年	必要に応じて実施
発達支援実践セミナー	子ども発達支援センター 幼稚園・保育所・認定こども園等の支援者に対する発達支援に係る知識・技術の向上を図るため、発達支援を系統的に学ぶことができるセミナーを開催する。	6回／年	6回以上／年

(1) 発達障害の理解促進、普及啓発

現状と課題

.....

- 発達障害について学ぶ「市民セミナー」や共生社会推進のための「ともフェス」等を実施し、理解啓発を進めています。
- 市民アンケートで、発達障害の認知度は「少し知っている」が55.1%と最も多く、「よく知っている」と合わせて全体の67%でした。
- 発達障害の関心度で「関心がない」と回答した理由は、「身近に発達障害の人がいない」が最も多く、次に「発達障害についてよく知らない」「発達障害のある人に接したことがない」でした。
- 市民の理解を深めるために必要なことでは「学校における発達障害を理解するための授業」が最も多く、次に「発達障害児・発達障害者とともに学び遊べる場の充実」でした。
- 発達障害の特性は、外見上ではわからないため、本人が抱える困難さや不適応について、周囲からは「本人の努力不足」「親の育て方のせい」などの誤った解釈がされがちです。発達障害のある人が生きやすい社会となるためには、発達障害についての正しい理解を深めていくことが必要です。
- 一人ひとり違う特性を本人や家族・周囲の人々がよく理解し、本人が持っている本来の力を活かし、地域においてその人にあった暮らし方や過ごし方ができるよう環境を整えていくことが求められています。

方 向 性

.....

- 市民に対して、発達障害に関する理解や普及・啓発活動を継続して実施します。また、一人ひとり違う特性について当事者や家族の声を発信することで、特性や多様性の理解につなげます。
- 市民に対して、発達に課題がある児童が身近にいることを知り、正しい理解につながるよう福祉教育や出前講座等を通じて啓発します。

具体的な施策

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
理解啓発事業	子ども発達支援センター 発達障害児、及び発達に課題のある方についての基本的な知識を学び、地域における理解を深めるため、世界自閉症啓発デーの啓発を兼ねて、自閉症協会志太榛原支部と共に市民向け研修会を実施する。	市民セミナー 1回／年	市民セミナー 1回／年
共生社会普及啓発事業	自立支援課 障害児の暮らし難さや障害特性などを、広く一般市民に紹介し、発達障害児への具体的支援を体感してもらうことで、障害児を地域で支える意識の醸成を図るため、モデル地区内での普及啓発事業のほか、ともフェス（共生社会への第一歩フェスティバル）を開催する。	ともフェス 1回／年 推進地区事業 (福祉講座・ 福祉教育) 1地区／年	ともフェス 1回／年 推進地区事業 (福祉講座・ 福祉教育) 1地区／年
精神保健福祉講座	自立支援課 教育政策課 精神障害のある人が安心して地域生活を送るために、また、地域社会でともに支えあっていけるように、市民を対象とした啓発講座を実施する。	1回／年	1回／年
福祉教育等	子ども発達支援センター 自立支援課 発達に課題がある児童等について、地域における理解を広げるため、社会福祉協議会等と連携した福祉教育や出前講座等にて普及啓発を進める。	福祉教育、 出前講座の実施	福祉教育、 出前講座の実施
広報啓発	子ども発達支援センター 自立支援課 健康推進課 発達障害について、地域における理解を広げるため、公共機関、店舗、医療機関など発達に課題がある児童とその家族が利用する身近な施設でのチラシの配布とSNS等を活用した広報啓発を進める。	啓発チラシの配布	啓発チラシの配布

(1) 円滑な日常生活や社会生活のための本人支援の充実

現状と課題

.....

- 発達に課題がある児童が利用する発達支援教室や特別支援教育等の充実を図っています。
- 保護者アンケートで、支援を最初に受け始めた時期は、2歳頃と3歳頃が最も高く、次に1歳頃、4歳頃、5歳頃でした。
- 子どもが生活するうえで、充実してほしい支援では、「就労支援・職業訓練」と「学校での理解・支援」が高く、次いで「発達障害への理解促進」「診断後の具体的な指導・フォローアップ」「療育の充実や施設の増設」などとなっており、支援体制の強化が求められています。
- 今後、子ども一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな支援方法や、子どもが将来自立していくための教育や訓練の場など、支援体制の整備が求められています。

方 向 性

.....

- 将来の子どもの自立に向け、幼児期や学齢期だけでなく、思春期・青年期に至るまでのライフステージをつなぎ、継続性のある一貫した本人支援を進めます。
- 保護者が子どもの特性を理解した上で、あるいは子ども自身が自己の特性を理解した上で、適切な支援を自らが選択できるような体制を整えていきます。
- 就学前の効果的な支援体制の在り方について研究していきます。



illustrated by waC*

具体的な施策

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
運動発達教室 (すくすぐ運動教室)	健康推進課 運動発達に係る支援が必要と判断した児童と保護者に対し、早期療育の機会を作り、保護者が児童の発達段階を正しく理解したうえで、関わることができるように支援する。	24回／年	24回／年
親子遊びの教室 (ピノキオ／ドナルド)	健康推進課 ムーブメント教育などを取り入れたふれあいの場を提供し、児童の発達段階に合わせて関わりを学ぶ機会をつくり、家庭でも実践できる内容の教室を開催する。	34回／年	34回／年
療育教室 (つばめっこ教室)	健康推進課 保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもの発達状況と一緒に確認し、児童の発達段階に合わせた関わりを学ぶ機会をつくり、家庭でも実践できるように支援する教室を開催する。	24回／年	24回／年
就学前児童の発達支援教室	子ども発達支援センター 就学前の発達に課題がある児童に対し、母子保健事業からの移行支援として適切な療育を提供する。	親子通園 並行通園 ぱたぽん教室の実施	親子通園 並行通園 ぱたぽん教室の実施
幼児ことばの教室	教育政策課 ことばの発達等が気になる就学前児童（年長児）に対し、専門的な言語指導等を実施する。	入級希望者に対応 138人／年	入級希望者に対応
特別支援学級	教育政策課 障害や発達に遅れのある児童・生徒の自立や学習向上に向けた特別支援教育を充実するため特に特別支援学級の充実を図る。	小学校 13校 中学校 9校 市内小中学校27校 のうち22校に設置	必要に応じて 新設・設置

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
発達通級指導教室	<p>教育政策課</p> <p>小学校の通常学級に在籍する発達に課題がある児童を対象とした個別の指導を行う通級指導教室を設置する。</p> <p>通級指導教室設置校以外の学校にも訪問指導を行うサテライト事業を推進する。</p>	発達通級3校 サテライト5校 125人利用	必要に応じて 新設・設置
言語通級指導教室	<p>教育政策課</p> <p>言語につまずきのある低学年児童に対して「言語通級指導教室」を開設し、通級による専門的な言語指導を実施する。</p>	言語通級2校 50人利用	必要に応じて 新設・設置
中学生に向けた 発達障害支援事業 (する~ぱす)	<p>教育政策課</p> <p>さまざまな悩みを抱えている中学校在籍生徒を対象として、思春期における自分自身の気持ちに気づき、気持ちをコントロールする方法やソーシャルスキルトレーニング等を行う支援教室を全中学校に設置する。</p>	全中学校に設置 指導者11人	全中学校に設置 指導者15人
適応指導教室 (藤の子教室)	<p>教育政策課</p> <p>学校に行けない児童のために、心の安定、自主自立の力、人と関わる力、規則正しい生活習慣、学習する力等の学校や社会に復帰していく力を支援する。</p>	指導員5名・ 臨床心理士 1名配置	指導員5名・ 臨床心理士 1名配置
特別支援教育支援 員活用事業	<p>教育政策課</p> <p>市内全小中学校に支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒への支援の充実を図る。</p>	全小中学校に設置 支援員74人	全小中学校に設置 支援員80人
障害児通所給付	<p>子ども発達支援センター 自立支援課</p> <p>児童通所支援（児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス）の利用における給付決定、費用の支給を行う。</p>	496人	申請に対する 適切な給付
障害児相談支援給付	<p>子ども発達支援センター 自立支援課</p> <p>児童通所支援（児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス）の利用のための計画作成等に係る給付決定、費用の支給を行う。</p>	466人	申請に対する 適切な給付

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
短期入所	自立支援課 家族のレスパイトや障害児本人の社会参加経験のため、短期入所を受けることができる事業所の確保に努める。	2か所	2か所以上
ライフサポート事業	自立支援課 障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、ヘルパー派遣、デイサービス（親子・並行通園）、短期入所を提供する。	ヘルパー派遣3人 デイサービス1人 短期入所35人	申請に対する適切な給付
障害児福祉手当	自立支援課 特別障害児の福祉向上を図るため、重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給する。	給付件数 755件	申請に対する確実な給付
自立支援医療（育成医療）費給付	自立支援課 身体に障害のある児童に対して、生活能力を得るために必要な医療に対して給付することで負担の軽減を図る。	給付件数 38件	申請に対する適切な給付
福祉型児童入所施設	自立支援課 一部事務組合である駿遠学園管理組合の構成市として、緊急一時保護機能や発達支援機能を有する施設である駿遠学園の運営に負担金を支出する。	継続運営	継続運営
ニート・引きこもり・就職氷河期世代の就労支援	産業政策課 働くことに悩みを抱えるニート・ひきこもり・就職氷河期世代と呼ばれる若者（概ね15～49歳）の就労支援をする。静岡地域若者サポートステーション「藤枝サテライト」との連携・個別相談・伴走型支援・就労体験・就職後のフォローアップ支援をする。	進路決定 43名／年	進路決定 43名以上／年
精神保健啓発講演会	健康推進課 若年層対策として、市内高校生を対象に「SOSの出し方に関する教育・ゲートキーパー」について講演会を実施する。	2回／年	2回以上／年

(2) 子どもの育ちや暮らしの安定と家族支援の充実

現状と課題

- 子ども発達支援センターでは、保護者からの発達に関する多様な相談に対応できるよう、公認心理師、保育士、言語聴覚士等の専門相談員を配置し、発達相談を実施しています。
- 発達に課題がある児童の保護者に対して、家庭内での支援力を高めるための親塾やペアレント・トレーニング等を実施しています。
- 保護者アンケートで、充実してほしい保護者への支援については「実際に支援してくれる機関の具体的な情報」「就学・学校生活に関する相談窓口」「医療・福祉・教育等に関する情報提供」でした。
- 過去、必要としていた支援では「医療・福祉・教育等に関する情報提供」「保護者の心理的ケアやカウンセリング」「家での育て方に関する相談窓口」があげられ、タイムリーな情報提供と相談支援、保護者・家族へのサポートが求められています。
- 保護者が、精神的負担を感じたことは「子どもの将来が不安になった」が最も高く、次いで「他の子と比較してしまうこと」「対応の仕方がわからなかった」「発達障害の知識がなかった」でした。
- 充実してほしい保護者への支援に、「周囲及び家族への障害に対する理解」「きょうだい児への心理的ケアやカウンセリング」があります。
- 災害が発生した際に、支援してほしいと思うことは「災害情報をわかりやすく知らせてほしい」「避難場所で障害に応じたきめ細かな支援をしてほしい」のほか「避難場所を教えてほしい」「必要な治療や薬を確保してほしい」などでした。
- 常に保護者は、子どもの支援に関する情報を必要としており、将来への見通しを持ちながら、適時適切なタイミングで情報提供するとともに、保護者・家族へのサポートを両輪で行う必要があります。



illustrated by waC*

方 向 性

- 保護者・家族に対して、タイムリーに情報を提供できるよう、支援機関や相談窓口の広報・情報提供を行います。また、家庭内の支援に併せて、災害時における避難行動要支援者のための防災マニュアルを活用した、日ごろの備え等の情報提供に努めます。
- 保護者・家族（きょうだい児）が子どもの発達課題に対する理解を深められるよう、相談・支援や研修機会の充実に努めます。
- きょうだい児のケアや支援を含めた、家族支援について研修機会を拡充します。
- 子どもとのかかわり方など効果的な保護者支援のプログラムや研修の充実に努めます。

具体的な施策

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
発達相談	子ども発達支援センター 専門相談員・公認心理師・保育士等が子どもの発達や発達の課題について、保護者・家族や本人と相談を行う。また、必要に応じ関係団体が行うピアカウンセリングをお知らせする。	225件／年	随時対応
巡回相談（就学前） (再掲)	子ども発達支援センター 幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、園生活に困難を有している児童を早期に発見し、適切な支援へつなげる。また、保護者や保育者に対し、助言を行う。	申込みに対して実施 訪問回数 281回／年	申込みに対する 確実な実施
親塾	子ども発達支援センター 保護者・家族・支援者を対象に、幼児期から思春期・青年期までの各発達段階に応じた家庭内における支援、きょうだい児支援等について学ぶ研修会を実施する。 災害を想定して、日頃からの備え等の情報提供を進める。	4回／年	4回／年

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
ペアレント・トレーニング	子ども発達支援センター 保護者が適切な対応方法を学び、より良い親子関係づくりを促すための学習会を実施する。	1 クール／年	1 クール／年
保護者向けペアレント・プログラム	子ども発達支援センター 児童課 ペアレント・プログラムの普及を図るために、市内子育て支援センター、幼稚園・保育所・認定こども園、事業所等で開催されるペアレント・プログラムの講師派遣及び後方支援を実施する。	1 か所	2 か所以上
ファミリー・サポート・センター事業	児童課 藤の里ファミリー・サポート・センター提供会員向けに「障害のある子どもとの接し方」をテーマとした講習会を実施し、受け入れの拡充を図る。	講習会 参加人数 15人／年	講習会 参加人数 15人／年
放課後児童クラブ	児童課 保護者が就労などにより子どもの面倒がみられない児童（発達に課題がある児童を含む）を対象に、放課後の健全な遊びや、生活の場を提供する。	定員 1,398人	定員 1,646人
藤枝市特別支援教育説明会	教育政策課 子どもがよりよく輝くための支援につなげることができるよう、特別支援に関する保護者説明会を開催する。	1回／年	1回／年
思春期における精神保健福祉講座	自立支援課 教育政策課 受験や人間関係などに起因する適応障害のために現れる思春期特有の様々な精神症状に適切な対応ができるよう、児童・生徒に関わる教師、保護者に対し、適切な対応が発症を予防することを知る機会として講座を開催し、初期症状の早期発見・早期治療により障害への移行を予防する。	精神保健福祉講座 1回／年 精神保健福祉ネットワーク会議 3回／年 こころの教育講演会 1回／年	精神保健福祉講座 1回／年 精神保健福祉ネットワーク会議 3回／年 こころの教育講演会 1回／年
短期入所（再掲）	自立支援課 家族のレスパイトや障害児本人の社会参加経験のため、短期入所を受けることができる事業所の確保に努める。	2 か所	2 か所以上

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
ライフサポート事業（再掲）	自立支援課 障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、ヘルパー派遣、デイサービス（親子・並行通園）、短期入所を提供する。	ヘルパー派遣3人 デイサービス1人 短期入所35人	申請に対する適切な給付
藤枝市地域自立支援協議会	自立支援課 各専門部会において、障害児通所支援の質の向上、相談支援専門員のスキルアップ、重症心身障害児の「地域での暮らし」を支えるための社会資源の活用等、発達に課題がある児童の就労に関する協議等を行う。また、各専門部会において、保護者ハンドブックや相談支援マップ作成に向けた検討協議を進める。 また、働き方について、課題提議をしながら、支援体制の充実を図る。	専門部会の開催	専門部会の開催
特別児童扶養手当	自立支援課 身体・知的または精神に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図るため、養育者に特別児童扶養手当を支給する。	給付件数 349件	申請に対する確実な給付



illustrated by waC*

(3) 地域社会への参加・包容の推進と地域支援の質の向上

現状と課題

- 地域における支援の質の向上を図るため、発達支援に携わる支援者を対象とした発達障害児者療育支援研修会や発達支援実践セミナー等の研修会を実施しています。
- 発達に課題がある児童の保護者団体や関係団体を中心とした研修会の開催に加え、保護者同士の相談や交流の場や余暇活動などを通じて、地域や保護者間のつながりに発展しています。
- 保護者アンケートで、子どもの発達の特徴についての周囲からの理解度は、「理解されていると感じる」が 45.9%、「どちらともいえない」が 29.7% 「理解されていないと感じる」が 18.8%でした。
- 理解されていないと感じるときは「公共の場での周囲の視線や態度が気になったとき」「家族や身内に気になる言動があったとき」「集団の中でトラブルが起きたとき」でした。
- 子どもが生活する上で充実してほしい支援のひとつに、「放課後・余暇活動の場」がありました。
- 市民アンケートの発達障害児・発達障害者に対する社会の理解度について「どちらとも言えない」が 32.1%、「少し深まっている」が 31.0%、「あまり深まっていない」が 22.9%でした。
- 障害のある人の就労に必要な条件として、「障害に対する周囲の理解がある」が保護者アンケートと同様最も高く、次いで「本人に合った仕事である」「障害のある人に配慮した設備が整っている」「本人に合った勤務条件である」でした。
- 社会における理解や関心を高め、インクルーシブ（包容）、多様性を認め合える意識の醸成が求められています。
- 発達に課題がある児童は、幼稚園や保育所等から小学校・中学校・高等学校と、地域社会のなかで暮らしています。地域社会への参加により、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮しながら、子どもの成長を支援する必要があります。

方 向 性

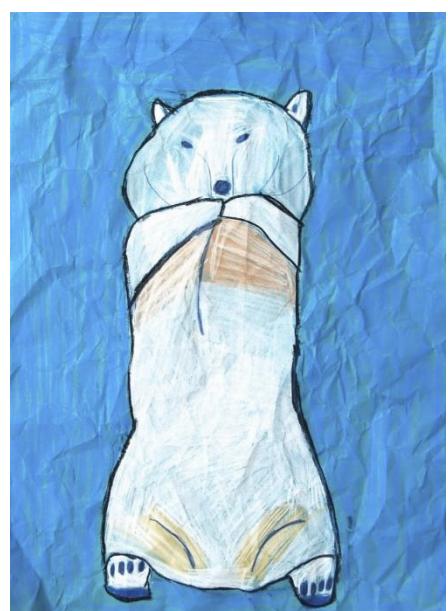
- 身近な地域で適切な支援が受けられるよう、地域の機関の職員への研修の充実に努めます。
- 専門の支援機関に従事する人材の知識・技術を一層高めるため、研修機会の確保に努め、地域における支援の質の向上を目指します。
- 子ども自身の自己認知や自己理解を高められるような働きかけや、地域社会での暮らしや放課後・余暇活動を考える機会や将来の姿を描くための場を関係機関と連携しながら提案します。
- 静岡県自閉症協会志太榛原支部と共に研修会の開催をはじめ、保護者間の支援、余暇活動、交流などを通じて地域や保護者間のつながりに発展するよう後方支援をします。

具体的な施策

具体的な施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
巡回相談（就学前） (再掲)	子ども発達支援センター 幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、園生活に困難を有している児童を早期に発見し、適切な支援へとつなげる。また、保護者や保育者に対し、助言を行う。	申込みに対して実施 訪問回数 281回／年	申込みに対する確実な実施
親塾（再掲）	子ども発達支援センター 保護者・家族・支援者を対象に、幼児期から思春期・青年期までの各発達段階に応じた家庭内における支援、きょうだい児支援等について学ぶ研修会を実施する。 災害を想定して、日頃からの備え等の情報提供を進める。	4回／年	4回／年
発達支援実践セミナー（再掲）	子ども発達支援センター 幼稚園・保育所・認定こども園等の支援者に対する発達支援に係る知識・技術の向上を図るために、発達支援を系統的に学ぶことができるセミナーを開催する。	6回／年	6回以上／年

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
発達支援コーディネーター連絡会	子ども発達支援センター 幼稚園・保育所・認定こども園等の園内支援体制の強化を図るため、園ごとに配置されている発達支援コーディネーターを対象にした連絡会を実施し、中学校区ごとの特別支援教育コーディネーターとの情報交換会を行う。	3回／年	3回／年
支援機関サポート事業	子ども発達支援センター 発達に課題がある児童が在籍する幼稚園・保育所・認定こども園などの支援機関に対し、助言・提案等の後方支援を実施し、園内支援体制、事業所内支援体制の充実を図る。	6園に対し 25回実施	支援機関の依頼に応じて実施
支援者向けペアレント・プログラム	子ども発達支援センター ペアレント・プログラムの普及を図るために、市内支援者を対象としたペアレント・プログラム入門編、実施者養成講座を実施する。	1クール／年	必要に応じて実施
発達障害児者療育支援研修会	子ども発達支援センター 静岡県自閉症協会志太榛原支部と共に、保育・教育・障害児療育等の関係者に対して研修会を開催することにより、自閉症・発達障害児者支援を充実させるとともに質の向上を図る。	1回／年	1回／年
特別支援教育体制整備事業	教育政策課 特別支援教育アドバイザーを配置し、特別支援を必要としている子どもや保護者への支援体制の強化を図る。	1名配置	1名配置
交流籍事業	教育政策課 交流籍事業を推進することで、特別支援学校で学ぶ子どもと、居住地校の子どもとの交流を促進する。	継続実施	継続実施
そらいろ図書館	図書課 発達に課題がある児童を休館日の図書館に招待して、気兼ねなく図書館を利用して、本に親しむ機会を提供する。	支援機関の依頼に応じて実施	支援機関の依頼に応じて実施
幼稚園・保育所・認定こども園における特別支援事業	児童課 発達に課題がある児童を支援する保育士等を加配する施設に対して、財政支援を行う。	適切な交付	適切な交付

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
アイデアポスト	子ども発達支援センター 一般市民から発達支援の意見をホームページで受け付け、市内の発達支援体制の整備につなげる。	ホームページによる 意見徴収	ホームページによる 意見徴収
発達支援人材バンク	子ども発達支援センター 発達支援の専門家の人材登録を行い、活用する。	11名登録	随時登録



illustrated by waC*

(1) ライフステージに応じた一貫した支援

現状と課題

.....

- 発達に課題がある児童に関する経過や医療情報、支援経過を集約して、家庭から関係機関への情報提供や説明、手続き等が円滑に行えるよう藤枝版サポートファイル「そらいろ」の活用を開始しました。
- 保護者アンケートで、子どものことで一番悩んだ時期は、3歳頃が最も高く、次に4歳頃と6歳頃、7歳頃でした。
- 子どもが生活する上で充実してほしい支援として、「就労支援・職業訓練」「学校での理解・支援」「発達障害についての理解促進」「診断後の具体的な指導・フォローアップ」「療育の充実や施設の増設」があげられました。
- 発達に課題がある児童が、住み慣れた地域で豊かに生活するためには、ライフステージの移行期においても、発達の特性に応じた一貫した支援が継続される必要があります。

方 向 性

.....

- サポートファイルの普及・活用により、一貫性のある途切れのない支援を進めます。
- ライフステージを効果的につなぐため、関係機関におけるサポートファイルの活用も進めています。
- 本人や保護者・家族の意思を尊重し、成長に合わせて変化する不安に対して、必要な情報提供や相談・支援を行い、発達の特性に応じた支援をつないでいきます。

具体的な施策

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
藤枝版サポートファイル「そらいろ」の普及・活用	子ども発達支援センター 保護者と関係機関とが発達に課題がある児童の情報を共有し、児童への支援の一貫性や継続性への寄与を目的とし、保護者が所持・管理する藤枝版サポートファイル「そらいろ」を希望する保護者全員へ配布するとともに、関係機関と活用を進める。	利用者数 191人	利用者数 420人
発達相談（再掲）	子ども発達支援センター 専門相談員・公認心理師・保育士等が子どもの発達や発達の課題について、保護者・家族や本人と相談を行う。また、必要に応じ関係団体が行うピアカウンセリングをお知らせする。	225件／年	随時対応
心理・発達検査（再掲）	子ども発達支援センター 健康推進課 子どもの発達課題を家族や支援者が理解し、支援するために心理・発達検査を実施する。	必要に応じて実施 439件／年	必要に応じて実施
スクールカウンセラーの配置	教育政策課 専門家を配置し、不登校状況や環境への不適応など、児童の心の悩みに対応する。	配置時間 1,565時間／年	配置時間 1,620時間／年
スクールソーシャルワーカーの配置	教育政策課 教員や保護者を支援し、他機関と連携をする専門家を配置し、児童生徒の様々な環境への不適応に対応する。	5名配置	継続配置
家庭訪問相談員活用事業	教育政策課 ひきこもりになっている児童生徒の家庭に出向き、外部とのつながりを切らないよう支援する。	2名配置	継続配置

(2) 家庭・福祉・教育・医療等の関係機関の連携強化

現状と課題

- 保健・福祉・教育の公的機関、及び医療や就労などの専門機関による「横の連携」の強化を図るため、検討協議を進めています。
- 令和2年4月、静岡県中西部発達障害者支援センターが開設され、発達障害者支援拠点が整備されました。
- 令和2年度に、圏域の関係機関が共催して、高校・大学等の教育機関、ハローワークをはじめとする関係機関を対象に、「発達が気になる生徒へのキャリア支援を考える研修会」が開催されました。
- 圏域の課題の一つとして、高校・大学等の教育機関における発達に課題がある生徒・学生への進路指導が挙げられています。
- キャリア支援を進める上において、自己理解や家族理解、職業適性へのタイムリーな支援、発達特性のある人を支える制度や情報提供により適切な支援につなげる必要があります。
- 保護者アンケートで、精神的負担を感じた時、助けになったことは「家族の支え」が最も高く、次いで「医療機関での診断や助言」「療育機関での相談・支援」「学校の職員の理解・支援」「幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の理解・支援」でした。
- 乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階において、相談窓口が分散しており、保護者・家族は、どこに、どのような相談機関があるのか分かりにくい状況にあります。
- 子どもの発達に不安を抱える保護者の孤立を防ぐとともに、適切な支援につなぐよう支援ネットワークを強化していくことが求められます。
- 発達に課題がある児童への支援にあたり、行政分野を超えた途切れのない連携が不可欠であり、一層の推進が求められており、なかでも、家庭と福祉と教育との連携、さらには医療との連携強化を図り、子どもの育ちを支える体制を整えていく必要があります。

方 向 性

- 藤枝型発達支援システム行動計画の進行管理を行い、市内発達支援体制に関する協議を重ね、体制を拡充してまいります。
- 要保護児童対策地域協議会発達支援部会や自立支援協議会の部会を通じて、課題提起をして、各部会の共通理解のもと「横の連携」を図りながら適切な支援につなげます。
- 教育と福祉・学校と医療、福祉事業所等との横断的な支援ネットワークの強化を進めます。
- 圏域における課題の共有と課題解決に向け、圏域の関係機関等との多機関と一体的に、地域連携、協働を進めます。

具体的な施策

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
病院連携事業	子ども発達支援センター 地域の病院との連携を図り、地域課題を共有し、地域療育や早期療育の充実を目指す。	連携事業の実施	連携事業の実施
藤枝市要保護児童 対策地域協議会 (発達支援部会)	子ども発達支援センター 発達に課題がある児童とその保護者について、関係機関（医療・福祉・教育など）との調整及び情報交換等を行う。藤枝型発達支援システム行動計画の進行管理を行い、市内発達支援体制を検討する。	4回／年	4回／年
就学支援委員会	教育政策課 保護者の理解を得る難しさや強まる保護者のニーズに対応するため、就学支援の面接・調査の充実を図り、適正就学につなげる。	7回／年 審議231件／年	7回／年 申込みに対して 審議
専門家チーム会議	教育政策課 小中学校の個別ケースについて協議し、児童生徒の適切な指導及び支援を行う。	4回／年	4回／年
藤枝市地域自立 支援協議会（再 掲）	自立支援課 各専門部会において、障害児通所支援の質の向上、相談支援専門員のスキルアップ、重症心身障害児の「地域での暮らし」を支えるための社会資源の活用等、発達に課題がある児童の就労に関する協議等を行う。また、各専門部会において、保護者ハンドブックや相談支援マップ作成に向けた検討協議を進める。 また、働き方について、課題提議をしながら、支援体制の充実を図る。	専門部会の開催	専門部会の開催
障害福祉サービス 事業所連絡会	自立支援課 障害福祉に関する情報共有と事業所間の連携を強化することを目的に、障害福祉サービス事業所が実施する事業の質の向上を図る。	1回／年	1回／年

具体的施策名	担当課 施策の内容	現在量	計画量
障害者差別解消支援事業	自立支援課 障害者差別禁止や合理的配慮について、市民等への理解普及に向けた啓発を推進します。	パンフレットの配布	パンフレットの研修 啓発研修の実施
精神保健福祉ネットワーク会議	自立支援課 精神障害児者のより豊かな生活をつくりあげるために、当事者も参加する精神保健福祉ネットワーク会議を設置し、関係機関との連携を深め、協力体制をつくる。	3回／年	3回／年
中学校卒業後の移行支援	子ども発達支援センター 教育政策課 中学校から高等学校等への移行に際し、その課題と連携支援の取組について、圏域における課題等、関係機関と情報共有し、連携、協働していく。 静岡県中西部発達障害者支援センターをはじめとする圏域の関係機関とともに、中学校卒業後の移行支援体制の充実・強化を図る。	連携・協働	連携・協働



illustrated by waC*

第5章 重点施策

1 藤枝版サポートファイル「そらいろ」を活用した途切れのない支援

令和元年11月から配布を開始した藤枝版サポートファイル「そらいろ」に対する、保護者・家族に向けた普及啓発とともに、関係機関への周知と効果的な活用を促進することにより、地域全体で支える体制を目指します。

<サポートファイルの特徴>

発達に課題がある児童に関する様々な情報や支援内容をファイルに集約することで、成長発達の様子や医療情報・支援経過が一元化され、家庭から関係機関への情報提供や説明、手続き等が円滑に行うことができます。これにより、利用機関や支援者が変わっても、これまでの支援内容等が伝わりやすくなり、ライフステージに沿った継続的な支援につながります。

2 教育と福祉のより一層の連携の推進

障害福祉サービスを利用する障害児及び発達に課題がある児童等に対し、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められています。平成29年度に、文部科学省と厚生労働省が連携し、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを設置し、その報告の中で今後取り組むべき方向性を示しました。

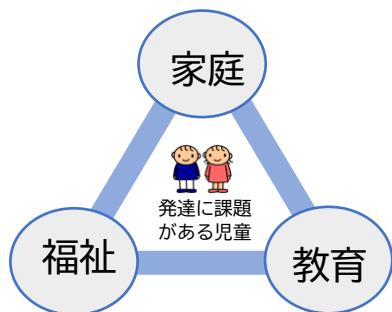
本市においても、市民の声を踏まえて、本人及びその家族への支援につなげるための連携・支援の在り方について既存の各協議会の中で検討していきます。

(1) 相談窓口の明確化

保護者支援に係る課題として、相談窓口の分散により、どこに、どのような相談機関があるか分かりにくいということがあげられています。相談窓口が一目でわかるような相談支援マップや福祉制度の活用に向けた保護者ハンドブック等の作成に向けて、検討・協議を進めていきます。

(2) 関係機関の連携強化

障害児通所支援事業所や放課後児童クラブと学校との関係の構築を図るため、共有すべき情報や引継ぎの実践例、緊急時の対応、個人情報の取扱いなど連携の方法について研究していきます。



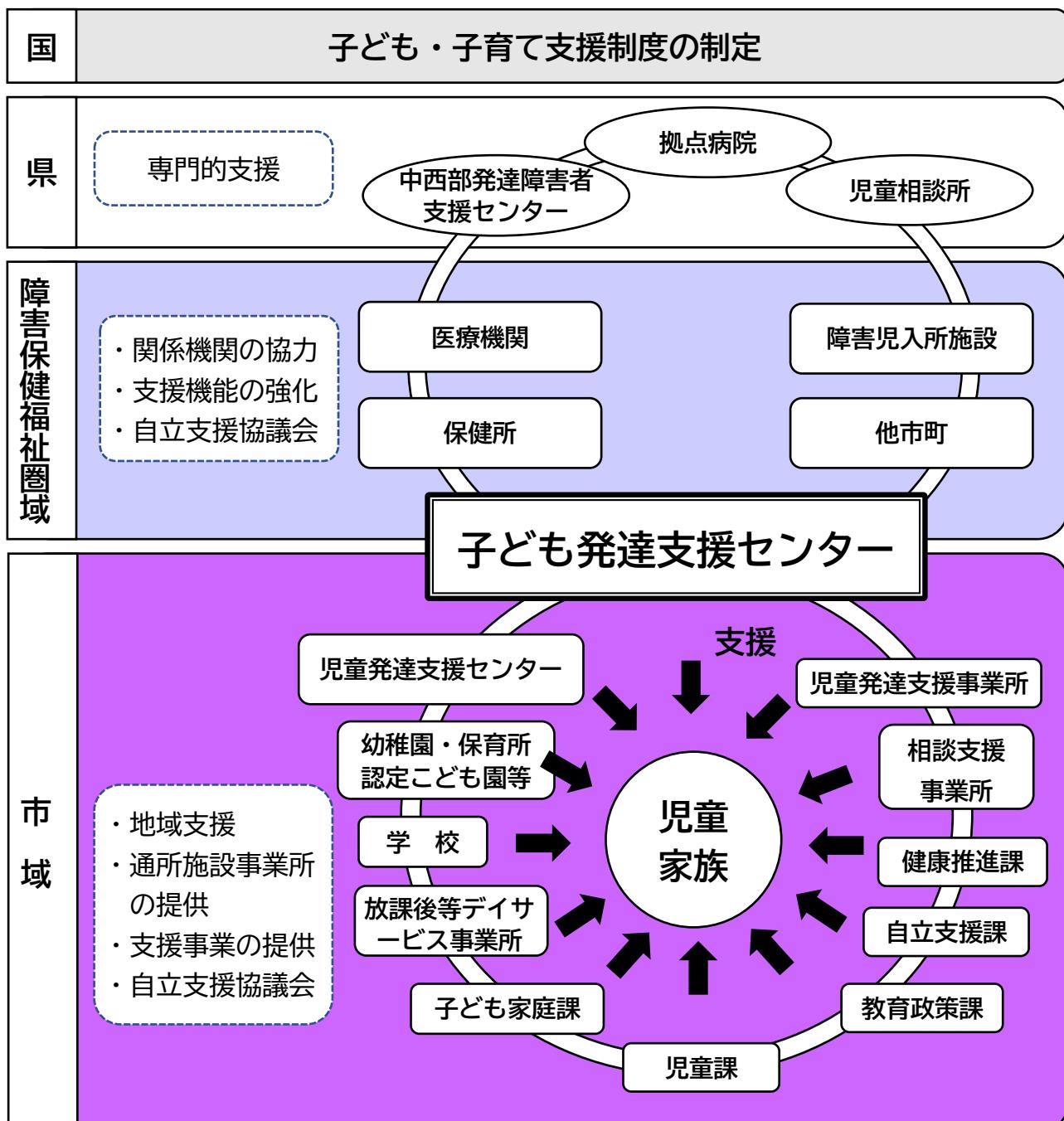
(3) 中学校卒業後の支援体制の充実

中学校卒業後の支援体制について、静岡県中西部発達障害者支援センターや関係機関と圏域における課題を共有し、連携、協働していきます。また、テレワークオフィス等の利用による一般就労などの就労支援の充実を図り、本人が18歳以降の将来像をイメージし、選択することができるよう支援フローの作成について検討していきます。

第6章 計画の推進体制

1 国や県、近隣市との連携

本計画期間内において、法制度の改正など国や県の動向についても注視し、必要に応じて、計画内容の見直しや新たな対策、運営方法の検討などを行い、必要な施策を展開します。近隣市との連携や情報交換を行い、広域的な取組や施策の展開を進めます。



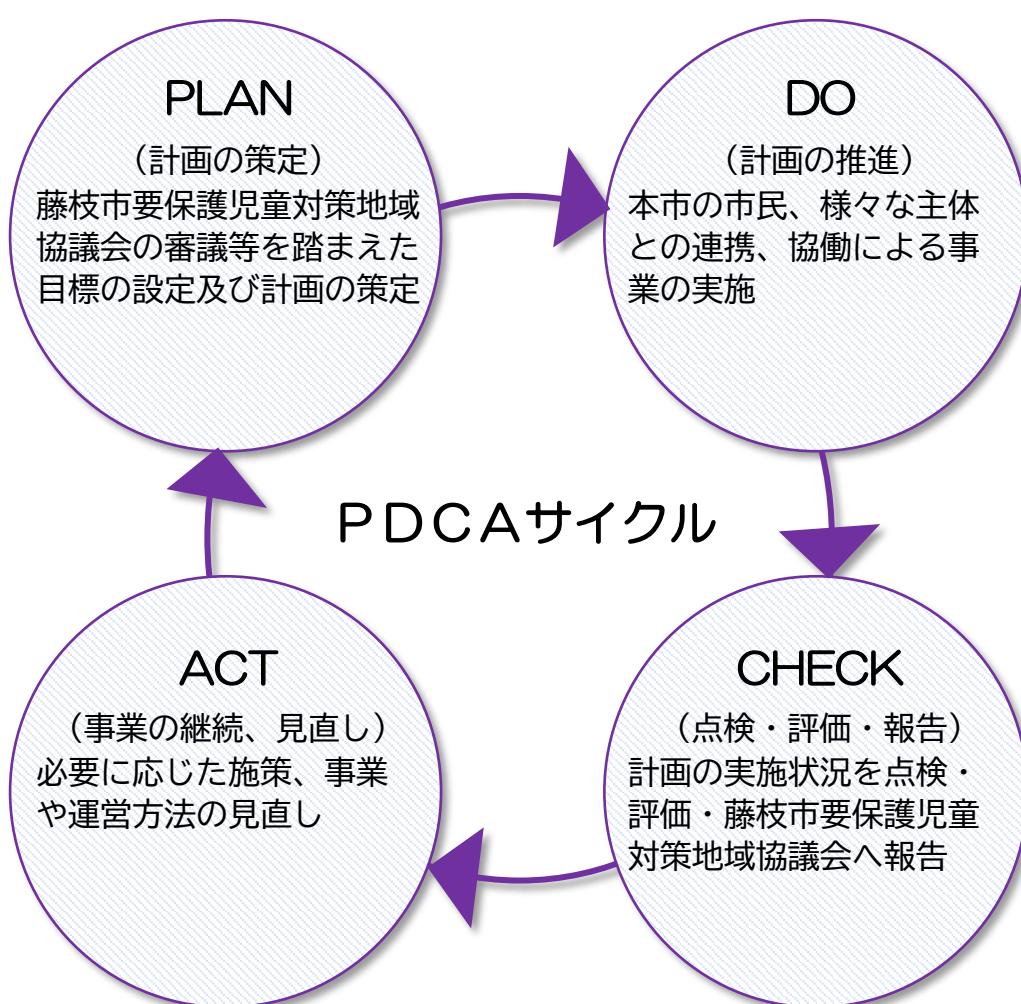
2 関係機関や関係団体、市民との連携

保健・福祉・教育の公的機関、及び医療や就労などの専門機関、家族会をはじめとする関係団体との連携を強化し、市民啓発を推進することにより、理解者・支援者の裾野を広げます。

3 計画の進行管理

本計画を推進するため、庁内各課、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に努め、P D C Aサイクルによって計画の実行と見直しを図ります。

また、「藤枝市要保護児童対策地域協議会 発達支援部会」において進行管理を行い、「藤枝市要保護児童対策地域協議会 代表者会議」において、進捗状況を報告します。



4 計画期間内の達成目標

基本目標	担当課	現在量	目標量 (令和7年度)
	具体的施策名		
気づく (早期発見・ 早期支援)	子ども発達支援センター	訪問回数 220回／年 (H28～R元年度平均)	訪問回数 220回以上／年
	巡回相談（就学前）		
知る (発達障害の 理解啓発)	子ども発達支援センター	受講者数 147人／年 (H28～R元年度平均)	受講者数 200人／年
	理解啓発事業 (市民セミナー・福祉教育等)		
支える (本人・家族 への支援)	健康推進課	-	(アンケート調査) 子どもとのかかわり 方がわかった 70%
	保健センターの教室 ・運動発達教室 ・親子遊びの教室 ・療育教室		
	子ども発達支援センター		
	就学前児童の発達支援教室 ・親子通園 ・並行通園 ・ぱたぽん教室		
	子ども発達支援センター	(アンケート調査) 受講満足度 とても良かった 83.3% (R元年度)	(アンケート調査) 受講満足度 良かった 90%以上
	ペアレント・トレーニング		
	子ども発達支援センター	1か所 (R元年度)	2か所以上
	ペアレント・プログラム		
	子ども発達支援センター	連続受講者 242人 (H27～R元年度)	連続受講者 440人
	発達支援実践セミナー		
つなげる (関係機関の 連携強化)	子ども発達支援センター	利用者数 191人	利用者数 420人
	藤枝版サポートファイル 「そらいろ」の普及・啓発		

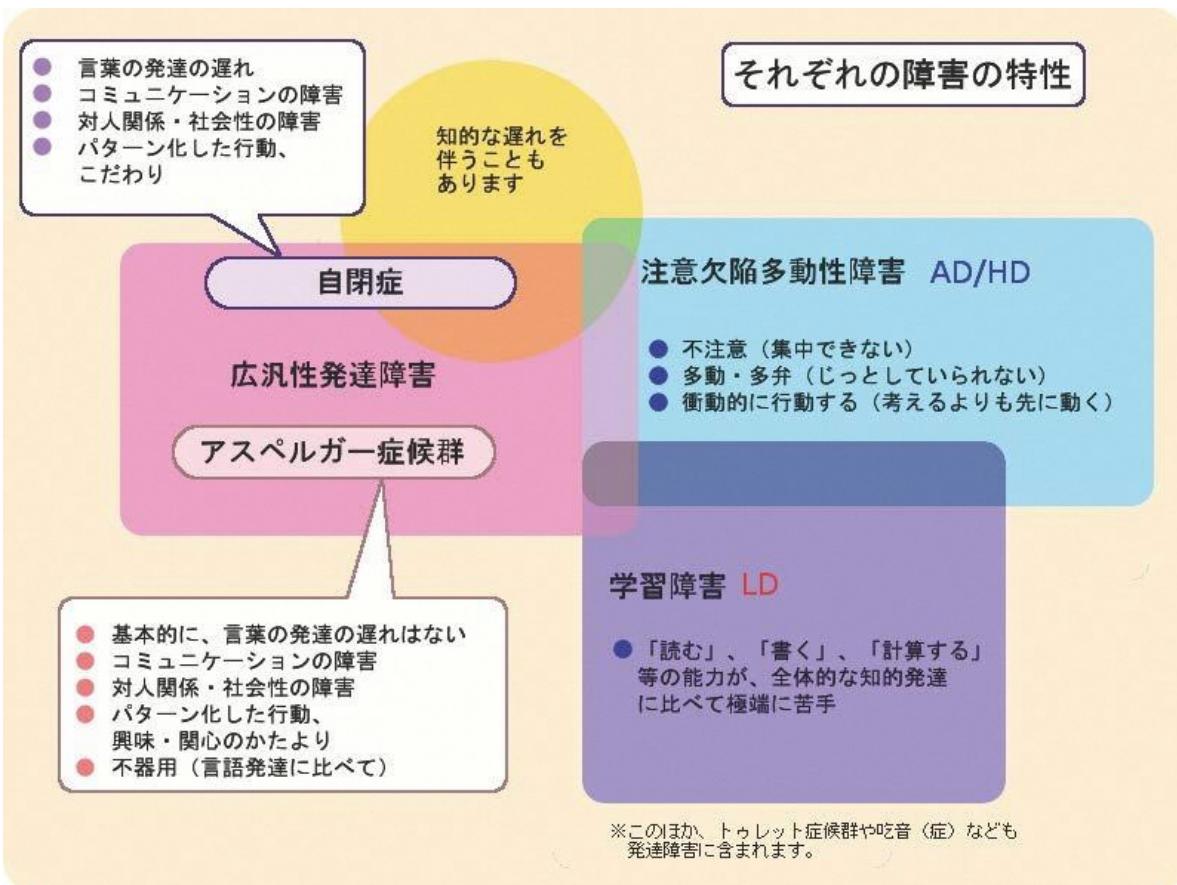
第7章 資料編

1 発達障害とは

発達障害支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

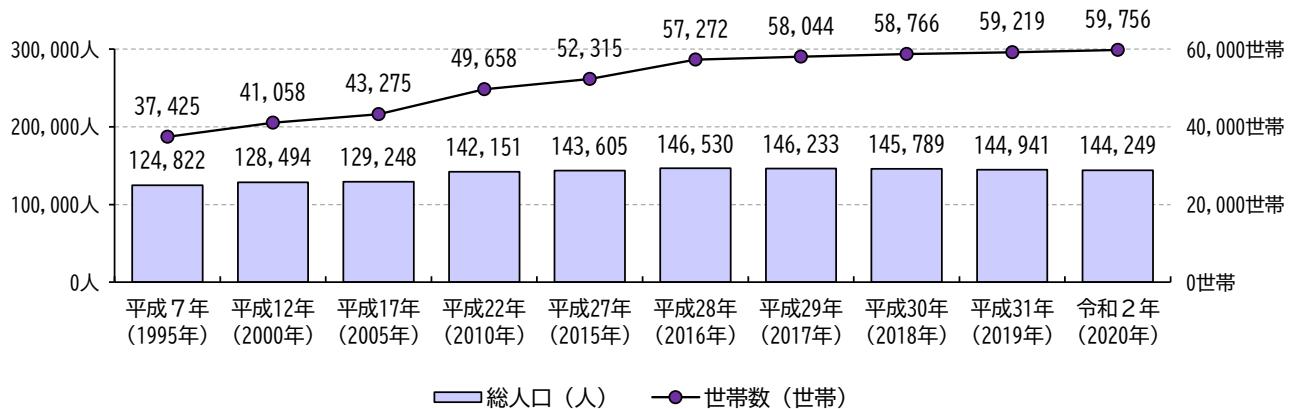
大事なことは、その人がどんなことができて、何か苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「那人」に目を向けることです。そして、その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく生きていけるのです。



（発達障害情報・支援センターホームページ内「発達障害を理解する」より引用）

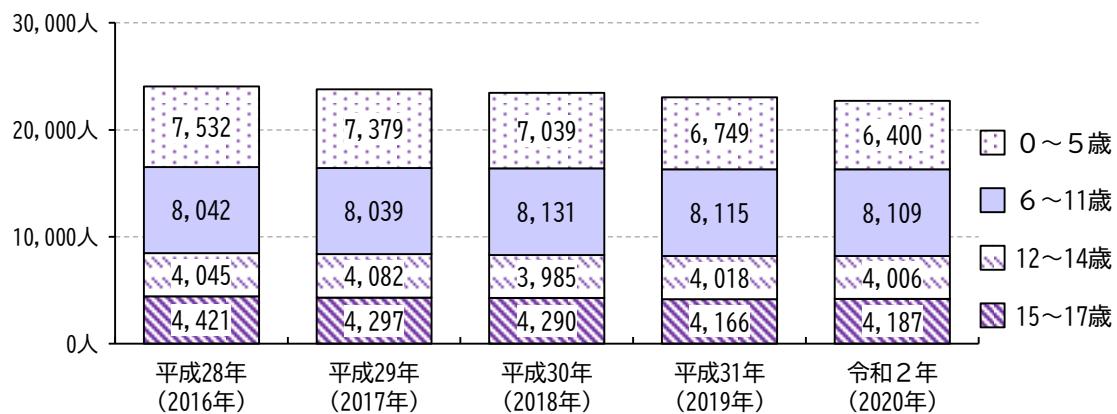
2 藤枝市の発達支援の状況

① 藤枝市の総人口と世帯数の推移



資料：平成27年まで「国勢調査」(各年10月1日現在)、平成28年以降「住民基本台帳」(各年3月末日現在)

② 藤枝市の年齢17歳以下人口の推移



資料：「住民基本台帳」(各年3月末日現在)

③ 人口動態（国・県比較）

単位：人

	実数						前年との差		
	藤枝市		静岡県		全国		藤枝市	静岡県	全国
	平成 30 年 (2018 年) (A)	平成 29 年 (2017 年) (B)	平成 30 年 (2018 年) (C)	平成 29 年 (2017 年) (D)	平成 30 年 (2018 年) (E)	平成 29 年 (2017 年) (F)	A-B	C-D	E-F
出生	980	978	25,192	26,261	918,400	946,065	2	△ 1,069	△ 27,665
死亡	1,538	1,467	41,972	41,078	1,362,470	1,340,397	71	894	22,073
乳児死亡	2	1	50	47	1,748	1,761	1	3	△ 13
新生児死亡	0	1	30	13	801	832	△ 1	17	△ 31
自然増加	△ 558	△ 489	△ 16,780	△ 14,817	△ 444,070	△ 394,332	△ 69	△ 1,963	△ 49,738
婚姻	552	553	15,768	16,573	586,481	606,866	△ 1	△ 805	△ 20,385
離婚	213	198	5,923	5,983	208,333	212,262	15	△ 60	△ 3,929

資料：静岡県人口動態統計（藤枝市・静岡県）、人口動態統計（全国）

④ 年次別出生数（国・県比較）

単位：人

		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
藤枝市出生数（人）		1,102	1,125	1,009	990	928
（ 人口 千 対 ）	藤枝市	7.5	7.6	6.9	6.7	6.4
	静岡県	7.8	7.6	7.3	7.0	6.6
	全国	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0

資料：藤枝市保健事業実績（各年 1 月～12 月）

⑤ 藤枝市の順位別出生数

単位：人

		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
第 1 子		496	494	423	442	398
第 2 子		437	446	399	373	355
第 3 子		143	158	152	145	133
第 4 子		20	21	27	22	30
第 5 子以上		6	6	8	8	12
合計		1,102	1,125	1,009	990	928

資料：藤枝市保健事業実績（各年 1 月～12 月）

⑥ 令和元年度 市内の幼稚園・保育所・認定こども園数

単位：園

種別	公立	私立	合計
幼稚園	0	12	12
認可保育所	3	13	16
認定こども園	0	9	9
合計	3	34	37

資料：児童課・子ども発達支援センター

⑦ 市内の幼稚園・保育所・認定こども園に在籍する個別の配慮を必要とする児童(年少～年長)の割合

年度	平成 27 (2015 年)		平成 28 年 (2016 年)		平成 29 年 (2017 年)		平成 30 年 (2018 年)		令和元年 (2019 年)	
個別の配慮を必要とする児童数(人)	1,053	27.3%	725	18.6%	766	19.8%	786	20.9%	682	18.7%
在籍児童数(年少～年長)(人)										
	3,851		3,894		3,876		3,768		3,652	

資料：子ども発達支援センター（各年9月1日現在）

⑧ 藤枝市の身体障害者手帳交付状況（18歳未満）

単位：件

	平成 27 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
身体障害者手帳交付件数	95	87	81	78	82

資料：令和2年度藤枝市の福祉（各年度末現在）

⑨ 藤枝市の療育手帳取得件数（18歳未満）

単位：件

	平成 27 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
療育手帳取得件数	393	416	443	434	442

資料：藤枝市の福祉（各年度末現在）

⑩ 療育教室利用児童人数

単位：人

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
つばめっこ教室	61	35	47	58	60
親子通園	49	37	45	49	45
並行通園	75	54	62	52	54

資料：健康推進課・子ども発達支援センター（各年度末現在）

⑪ 児童発達支援・保育所等訪問支援の利用状況

単位：事業所・人

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
児童発達支援利用事業所数	児童発達支援センター	1	1	1	1	1
	市内事業所	3	5	5	7	7
	市外事業所	1	2	2	2	2
児童発達支援実利用人数		89	117	123	131	141
保育所等訪問支援実利用人数		6	11	22	38	54

資料：子ども発達支援センター（各年度末現在）

⑫ 藤枝市の放課後等デイサービス利用状況

単位：事業所・人

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
利用事業所数	市内事業所	11	13	15	16	16
	市外事業所	16	16	21	25	24
	計	27	29	36	41	40
実利用人数		208	238	257	275	309

資料：自立支援課※年度表示ではあるが、統計値は、当該年度の前年度 3 月～該当年度 2 月利用分まで

⑬ 藤枝市の特別支援学級の児童生徒数

単位：人

		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
小学校	知的	106	118	108	105	103
	自閉・情緒	47	45	44	42	41
	肢体	1	1	1	1	2
中学校	知的	57	61	73	71	87
	自閉・情緒	9	7	6	14	20
	肢体	2	2	0	0	0
合計		222	234	232	233	253

資料：教育政策課（各年 5 月 1 日現在）

⑭ 藤枝特別支援学校本校の児童生徒数

単位：人

		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
総数		336	331	313	316	310
小学部		117	117	130	129	137
中学部		81	70	60	70	64
高等部		138	144	123	117	109
上記のうち 訪問教育 児童生徒数	小学部	3	3	3	4	6
	中学部	-	2	2	2	0
	高等部	1	1	1	1	1

資料：静岡県立藤枝特別支援学校（各年度末現在）

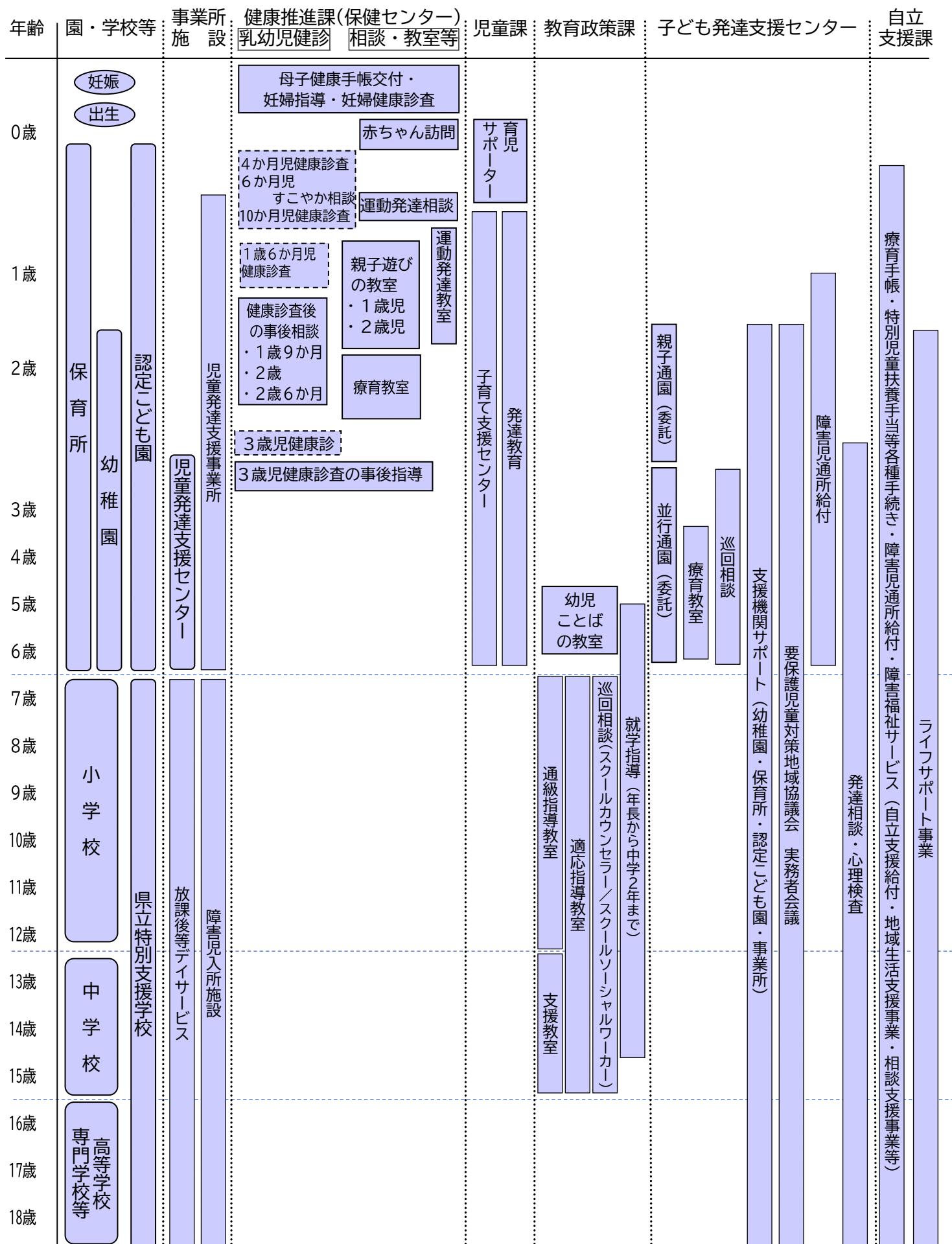
⑮ 藤枝特別支援学校本校・焼津分校に在籍する藤枝市在住の児童生徒数

単位：人

		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
総数		142	139	134	146	148
小学部		58	56	55	62	67
中学部		32	24	26	33	31
高等部		52	59	53	51	50
上記のうち 訪問教育 児童生徒数	小学部	2	3	3	3	2
	中学部	-	1	2	1	1
	高等部	-	1	1	1	-

資料：静岡県立藤枝特別支援学校（各年度末現在）

藤枝市の発達支援フロー



3 アンケート調査結果

① 一般市民アンケート

調査名：第2期藤枝型発達支援システム行動計画策定のための市民アンケート調査

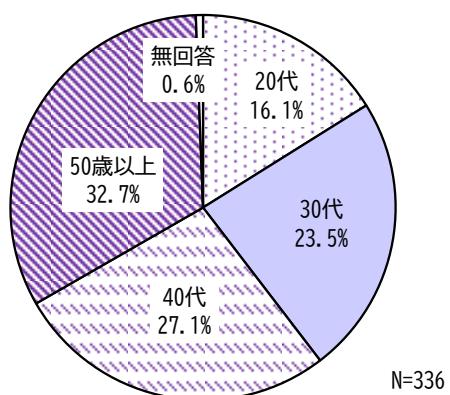
調査対象：市内在住で20歳以上の方 1,000名

調査方法：郵送配布・郵送回収

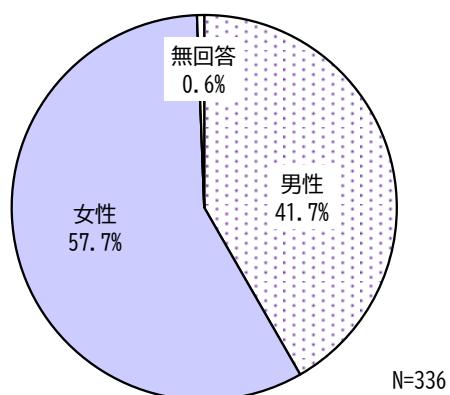
調査機関：令和元年12月10日～12月27日

回収数（率）：336（33.6%）

Q：回答者の年齢

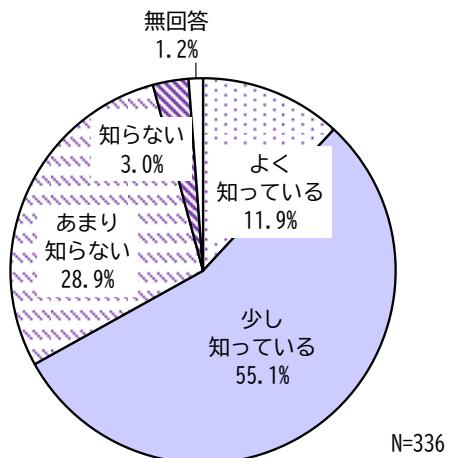


Q：回答者の性別

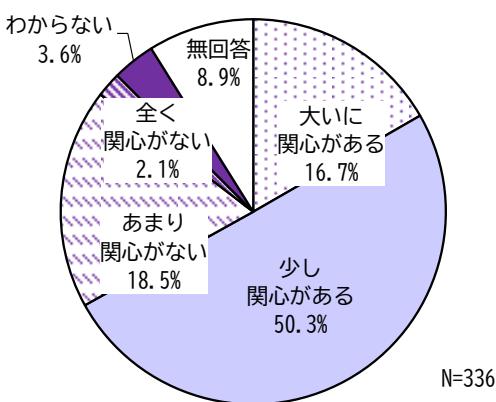


回答者の年齢は「50歳以上」32.7%が最も多く、性別は「女性」が約6割と多くなっている。

Q：発達障害についての認知度

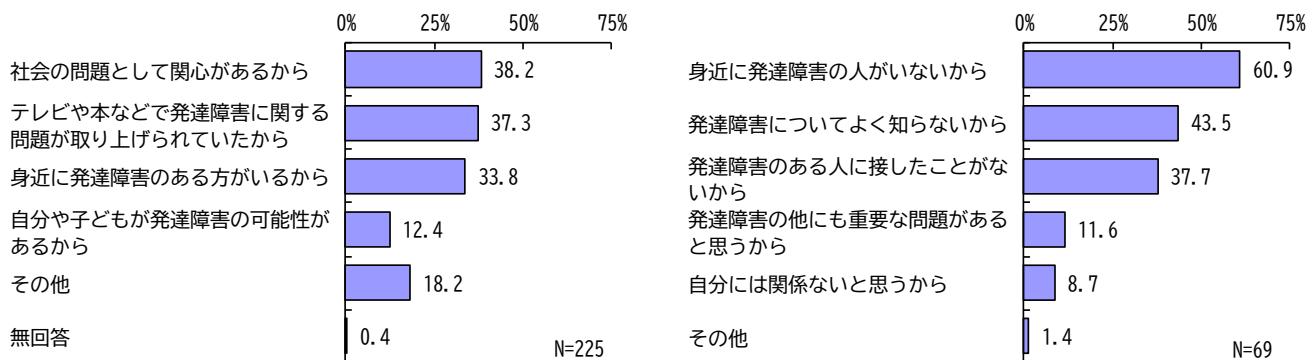


Q：発達障害についての関心度



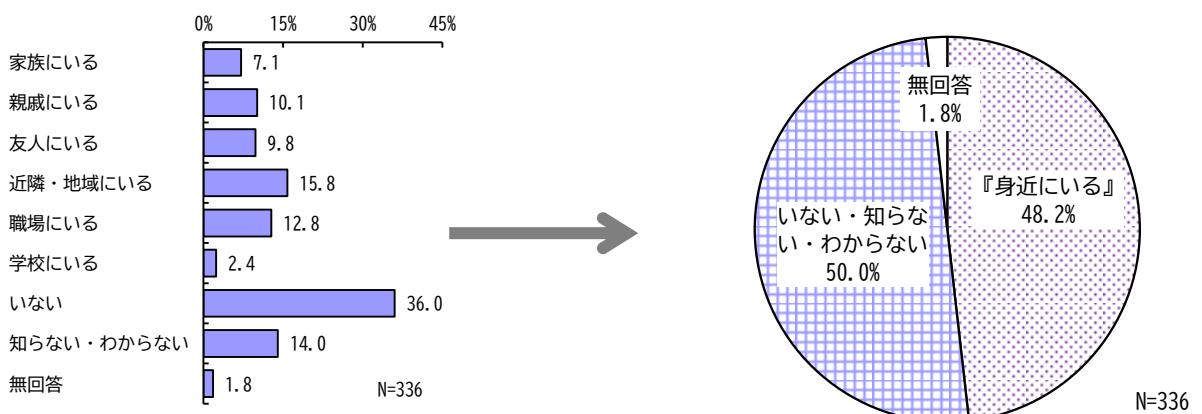
発達障害についての認知度は「よく知っている」11.9%と「少し知っている」55.1%を合わせた『知っている』が67.0%となっている。関心度は「大いに関心がある」16.7%と「少し関心がある」50.3%を合わせた『関心がある』が67.0%となっている。

Q：発達障害について関心がある理由（複数回答） Q：関心がない理由（複数回答）

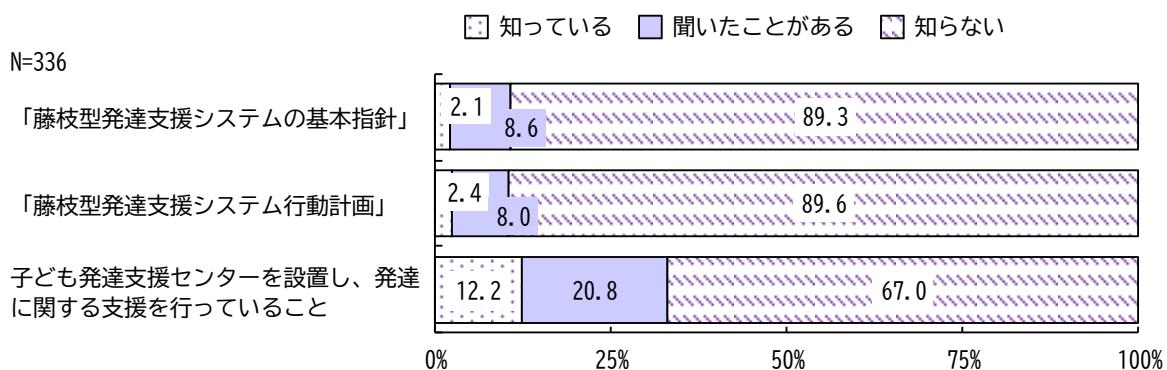


発達障害についての関心度で『関心がある』と回答した方の理由は「社会の問題として関心があるから」「テレビや本などで発達障害に関する問題が取り上げられていたから」「身边に発達障害のある方がいるから」が多く、『関心がない』と回答した方の理由は「身边に発達障害の人がいないから」が多くなっている。

Q：身边に発達障害のある人はいるか（複数回答）



Q：各項目についての認知度



藤枝型発達支援システムの基本指針や行動計画は「知らない」が約9割、子ども発達支援センターを設置し、発達に関する支援を行っていることを「知らない」が約7割となっており、いずれも認知度が低くなっている。

② 保護者アンケート

調査名：第2期藤枝型発達支援システム行動計画策定のための保護者アンケート調査

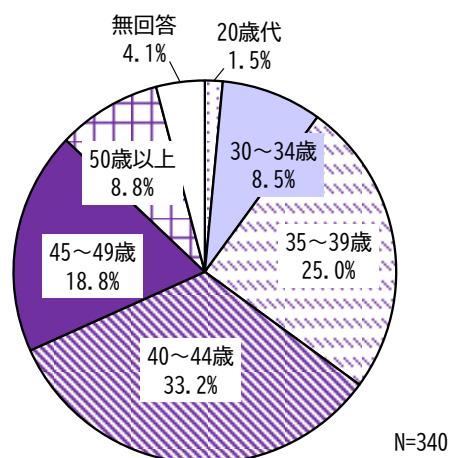
調査対象：特別支援教育及び福祉サービスを受けている児童の保護者 668名

調査方法：郵送配布・郵送回収

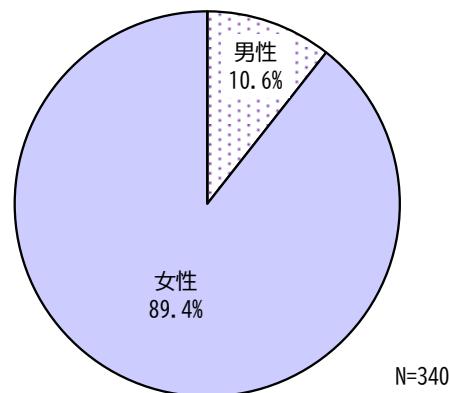
調査期間：令和元年12月10日～12月27日

回収数（率）：340（50.9%）

Q：回答者の年齢

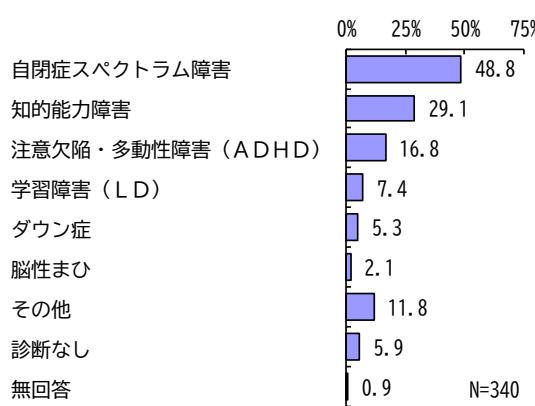


Q：回答者の性別

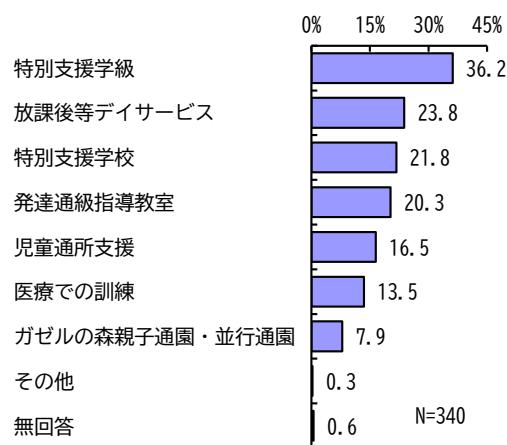


回答者の年齢は「40～44歳」33.2%が最も多く、性別は「女性」が約9割と多くなっている。

Q：子どもの診断名（複数回答）

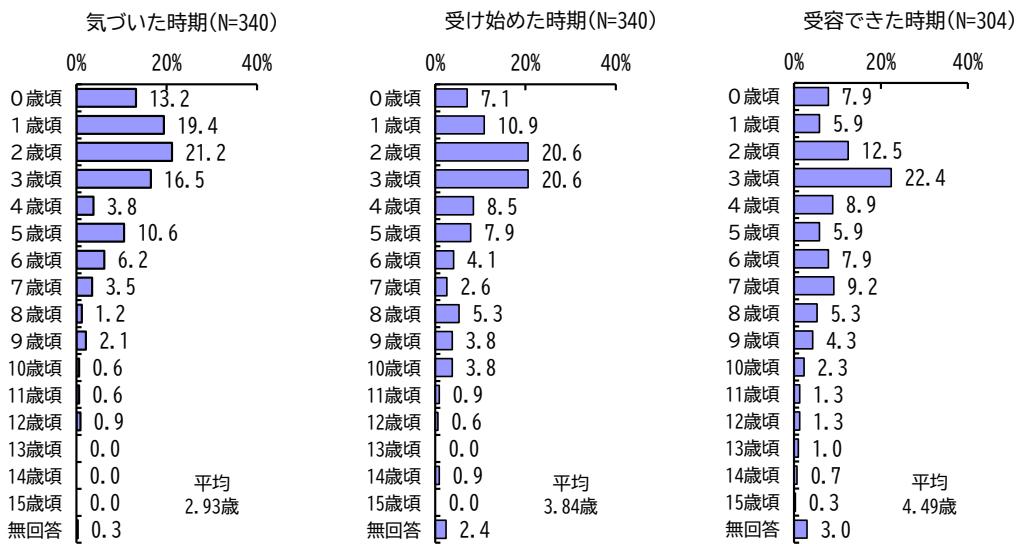


Q：子どもが現在在籍または利用しているもの（複数回答）



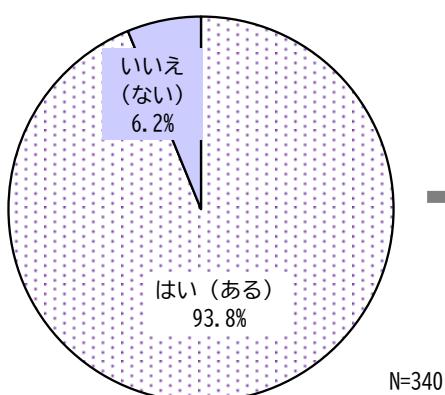
子どもの診断名では、「自閉症スペクトラム障害」48.8%が約半数と多くなっている。子どもが現在在籍または利用しているものでは、「特別支援学級」36.2%が最も多く、「放課後等デイサービス」23.8%、「特別支援学校」21.8%、「発達通級指導教室」20.3%が2割となっている。

Q：子どもの、発達の課題に気づいた時期・支援を受け始めた時期・発達の課題を受容できた時期



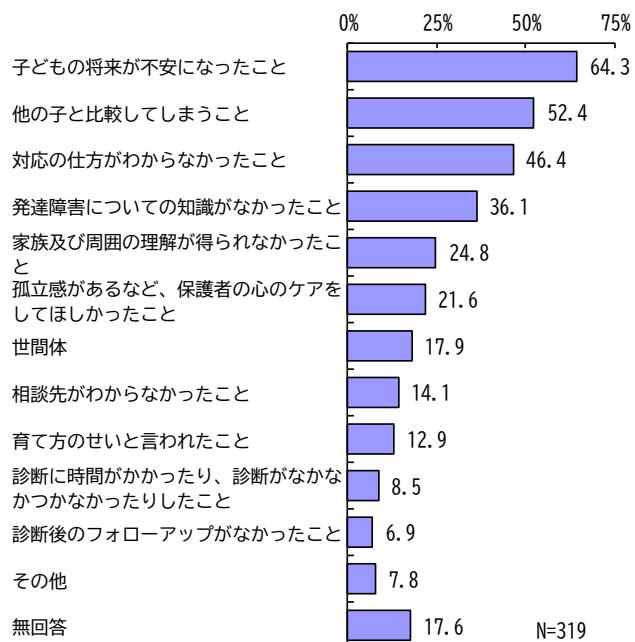
子どもの発達の課題に気づいた時期は「2歳頃」、支援を受け始めた時期は「2歳頃」～「3歳頃」、発達の課題を受容できた時期は「3歳頃」が最も多くなっている。

Q：子どもの発達の課題に気づいてから精神的負担を感じたか



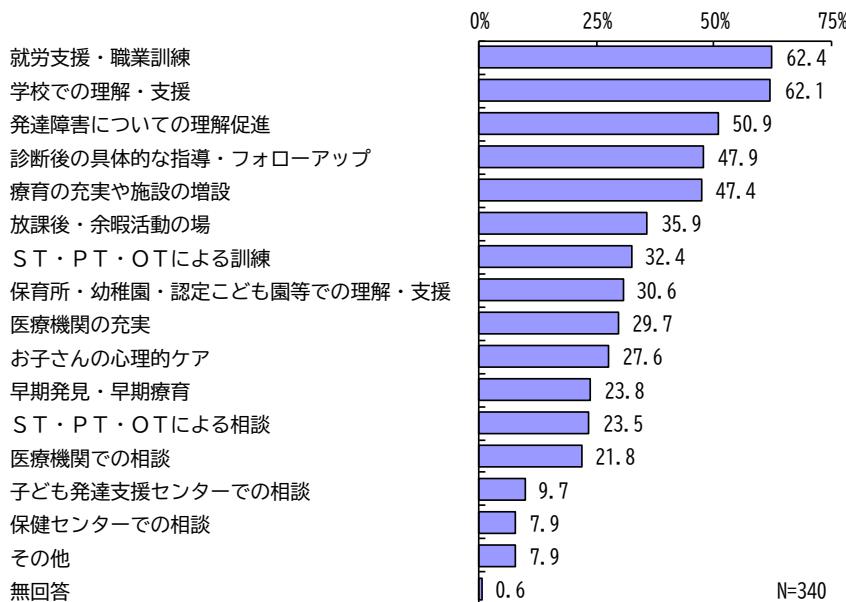
子どもの発達の課題に気づいてから精神的負担を感じたことがあるかどうかでは、「はい（ある）」が9割を超えている。

Q：精神的に負担を感じたこと(複数回答)



精神的に負担を感じたことでは、「子どもの将来が不安になったこと」64.3%が最も多く、以下「他の子と比較してしまうこと」52.4%、「対応の仕方がわからなかったこと」46.4%などとなっている。

Q：子どもが生活する上で充実してほしい支援（複数回答）



子どもが生活する上で充実してほしい支援では、「就労支援・職業訓練」や「学校での理解・支援」が6割を超えて多く、以下「発達障害についての理解促進」50.9%、「診断後の具体的な指導・フォローアップ」47.9%、「療育の充実や施設の増設」47.4%となっている。

Q：藤枝市実施で利用したことのある事業・役立った事業 上位 10 （複数回答）

順位	利用したことのある事業 (N=340)	利用したことのある事業のうち役立った事業 (N=340)		
1位	ガゼルの森親子通園・並行通園(旧あかしや学園)	48.5%	ガゼルの森親子通園・並行通園(旧あかしや学園)	42.6%
2位	放課後等デイサービス	40.6%	放課後等デイサービス	36.8%
3位	通級指導教室(言語・発達)	29.7%	通級指導教室(言語・発達)	27.4%
4位	親塾	27.9%	児童発達支援	24.7%
5位	子ども発達支援センター(旧子ども家庭相談センター)の相談	27.9%	親塾	22.1%
6位	児童発達支援	27.1%	子ども発達支援センター(旧子ども家庭相談センター)の相談	20.0%
7位	ふれあいつばめっこ教室	25.0%	幼児ことばの教室	18.8%
8位	幼児ことばの教室	23.2%	ふれあいつばめっこ教室	15.9%
9位	親子遊びの教室(ドナルド・ピノキオ)	20.9%	ペアレント・トレーニング	13.2%
10位	ペアレント・トレーニング	17.4%	親子遊びの教室(ドナルド・ピノキオ)	11.8%

藤枝市実施で利用したことのある事業・利用したことのある事業のうち役立った事業ともに1位は「ガゼルの森親子通園・並行通園(旧あかしや学園)」で、2位が「放課後等デイサービス」、3位が「通級指導教室(言語・発達)」となっている。

4 計画策定の経過

日付	実施事項	内容
令和元年12月 ～令和2年1月	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1,000名対象、回収率33.6% ・サービス利用児童保護者668名対象、回収率50.9%
令和2年5月22日	令和2年度 第1回 発達支援部会 第1回 策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画の令和元年度進行管理について ・第2期藤枝型発達支援システム行動計画策定に伴う市民アンケート調査結果について ・第2期藤枝型発達支援システム行動計画の策定方針について
令和2年5月26日	令和2年度 藤枝市要保護児童 対策地域協議会 第1回 代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期藤枝型発達支援システム行動計画の策定方針について
令和2年6月17日	市民ワークショップ	<p>対象者：放課後等デイサービス事業所職員 内容：サポートファイルの活用状況について 　　　　小学校・中学校との連携について 参加人数：7人 場所：藤枝市役所</p> <p>対象者：県立特別支援学校卒業生保護者団体 参加人数：5人 内容：藤枝市の発達支援体制について 場所：藤枝市役所</p>
令和2年7月21日	市民ワークショップ	<p>対象者：藤枝市内小中学校スクールソーシャルワーカー 5名 内容：藤枝市の発達支援について 参加人数：5人 場所：藤枝小学校</p>
令和2年8月4日	令和2年度 第2回 発達支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画の令和元年度進行管理について ・第2期藤枝型発達支援システム行動計画素案について
令和2年10月16日	令和2年度 藤枝市要保護児童 対策地域協議会 第2回 代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画の令和元年度進行管理について ・第2期藤枝型発達支援システム行動計画素案について
令和2年12月25日 ～令和3年1月25日	パブリックコメント 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、各地区交流センター、子ども発達支援センター窓口等で計画書案の公表及び意見徵収
令和3年3月16日	令和2年度 藤枝市要保護児童 対策地域協議会 第3回 代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期藤枝型発達支援システム行動計画について

5 用語の解説

用語		解説
あ	移行支援会議	幼稚園・保育園・認定こども園から小学校、小学校から中学校、中学校を卒業後、高等学校等への進学または就労するに際し支援を必要とする児童について、支援をつなぐための取組を関係機関で協議する会議。
	インクルーシブ	障害のある子もない子とともに学び、ともに育つことができるよう、教育や援助をしていくこと。
	親子・並行通園	藤枝市在住の療育を必要とする児童を対象に、療育の場所において療育指導・相談支援を行う事業。（市が児童発達支援センターに委託）
か	元気ふじえだ健やかプラン	市民の生涯を通した健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、健康、食育、歯科保健に関する施策を一体的にまとめた、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画で、藤枝市健康福祉部健康企画課が令和3年3月に作成した計画。
さ	サポート・ブック	本人を預かる人や機関に知っておいてほしい「子どもの情報（特徴・接し方・支援方法など）」をまとめたもの。
	児童発達支援センター	児童福祉法第43条に規定する障害児通所支援をおこなう事業者。日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または、保育園等集団生活への適応のための訓練や、園への助言等の役割を担う。
	社会福祉協議会	地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。
	就学支援委員会	障害のある幼児、児童及び生徒に応じて適正な就学に関する指導及び支援を行うため、設置されたもの。職務は審査、判断及び適正な就学指導及び支援、障害のある幼児及び児童生徒の資料収集、関係機関との連絡及び調整等。委員は教育学、医学、心理学、その他児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。
	障害児支援利用計画	児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する計画をいう。障害児及びその家族の意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標、達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用量等と、提供する上での留意事項を記載した計画。
	障害児通所支援事業所	障害児通所支援のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれかをおこなう事業所。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等のケアを供与する。
	障害者総合支援法	「障害者自立支援法」を改め、成立した法律。「自立」に代わり新たに基本的人権を保障された個人としての尊厳を明記。障害者の範囲に難病等が加わるとともに、重度訪問介護の対象者の拡大などの方向性が示されている。
	精神保健福祉ネットワーク会議	精神障害当事者が参加し発言できる場づくりを目的に発足した藤枝市における自主的組織。市内の精神保健福祉関係団体や医療機関、行政機関などによって構成され、定期的な会議を通じて連携を深めている。
	専門家チーム会議	教育委員会に置かれ、教育委員会の担当者や、教育学、医学、心理学などの専門家、学校で指導にあたる教師などからなる専門家チームによる会議。
	ソーシャルスキルトレーニング	社会において、他の人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける訓練のこと。

用語		解説
た	地域自立支援協議会	障害者総合支援法において設置が法定化されている協議会で、障害の有無に関わらずともに暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための場。
	地域生活支援事業	障害者総合支援法によって法定化されている事業で、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならないと定められている事業。
	通級指導教室	小中学校の通常の学級に在籍している、言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの障害のある児童・生徒のうち、比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を特別の指導の場で行う教育形態のこと。
	デイサービス	障害のある人を日中に預かり、入浴サービス、給食サービスなどの日常生活の世話や、相談・助言、レクリエーション等を行う障害福祉サービス。
	出前講座	市民の方が日頃集う集会等に、市職員等が出向いて、地域で希望するテーマについて講義・説明し、また、意見交換等を行うことにより、市民の学習機会の拡大と市政への理解に役立てる趣旨のもの。
	テレワークオフィス	勤務先以外のオフィススペースのことで、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を可能にする場所。
は	福祉教育	一人ひとりがお互いに存在を認め合い、関わりを大切にしながら生きていく「共に生きる」という考え方を育んでいくもの。
	ふじえだ健康都市創生総合戦略	“まち”と“ひと”がつながり高め合う「健康都市」を目指すことで、人口減少を切り開く地域づくりを行う計画。令和2年度から令和6年度までの5年間の計画で、藤枝市企画創生部企画政策課が令和2年3月に作成した計画。
	藤枝市教育振興基本計画	平成25年度から10年間において藤枝市の教育が目指す方向と推進していく施策を明らかにすることで中長期的かつ総合的な視点に立って、教育課題の解決を図ることを目的とした計画。平成25年3月に藤枝市教育委員会事務局教育推進室が作成した計画。
	藤枝市教育振興行動計画	藤枝市教育委員会事務局教育推進室が平成25年10月に、藤枝市教育振興基本計画の実現に向け、具体的な事業（取組）を示し、その計画的な推進を目指す計画。10年間（平成25年度～令和4年度）を期間とする計画。
	藤枝市子ども・子育て支援事業計画（ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21）	子どもの健やかな成長と子どもにとっての最善の利益が実現される社会を目指した計画。令和2年度から令和6年度までの5年間の計画で、藤枝市健康福祉部児童課が令和2年3月に作成した計画。
	藤枝市総合計画	本市のまちづくりの基本指針となる計画。令和3年度から令和12年度までの10年間の基本構想と令和3年度から令和7年度までの前期基本計画からなる計画。藤枝市企画創生部企画政策課が令和3年3月に作成した計画。
	藤枝市障害者計画（藤の里障害者プラン）	藤枝市健康福祉部自立支援課が平成30年3月に作成した、藤枝市における障害者施策の基本的な考え方や各種の取組を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指した計画。計画の期間は平成30年度から令和5年度までの5年間の計画。

用語		解説
は	藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画	市民・地域・関係団体・市社協・行政など藤枝市に関わるすべての人が、個人を尊重し支え合うことで、誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしく暮らしていけるまちを目指した計画。平成29年度から令和3年度までの5年間の計画で、藤枝市健康福祉部福祉政策課が平成29年3月に作成した計画。
	藤枝市要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童、非行児童、不登校児童、障害児、その他支援が必要な児童の適切な保護を図ること及びDV被害の防止及び早期発見と早期対応、並びにDV被害者を支援することを目的として、関係機関、関係団体及び児童の福祉に従事する者その他の関係者により構成され、設置されている協議会。
	ペアレント・トレーニング	発達障害のある子どもに対する理解を深め、適切な関わり方を学ぶことで、より円滑に日常生活が送れるように具体的な対処方法を親が手に入れるためのプログラム。
	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後に、小学校敷地内に設置された児童クラブ室にて、適切な遊びや生活の場を与える事業のこと。
	放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に対し、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障害児が生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流の促進その他の便宜を供与するサービス。
ま	ムーブメント教育	子どもの自主性、自発性を尊重し、子ども自身が遊具、場、音楽などの環境を活用しながら、動くことを学び、動きを通して「からだ（動くこと）」と「あたま（考えること）」と「こころ（感じること）」の行動全体に関わる調和のとれた発達を援助するプログラム。
ら	ライフステージ	乳児期・幼児期・児童期・青年期・成人期と進んでいく人生の段階のこと。青年期までは、概ね、学校の入学と卒業の時期を節目としているために特定の年齢と対応するが、成人期への移行については個人差が大きい。（参照：NPO法人 日本ムーブメント教育・療法協会）
	療育	障害がある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。（参照：大辞泉辞典）
	レスパイト	一時的中断、一時的な休息のこと。

第2期藤枝型発達支援システム行動計画

令和3年3月発行

藤枝市 健康福祉部 子ども発達支援センター
〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1
電話 054-643-3343 FAX 054-643-3260
ホームページ <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>
E-mail kodomoshien@city.fujieda.shizuoka.jp



TANAKA. TAKUMI (表紙)



MASUDA. RYOTA (P14)



IMAIZUMI. HARUTO (P30)



NISHISHITA. HIROKI (P25)



SONODA. YASUTAKA (P21)



KOSHIO. YUJI (P18)

表紙や本文にある挿絵は、wonderful art COMMUNITY (通称 waC*) の提供によるものです。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。